

平成 2 5 年第 2 回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 日 6 月 6 日（木曜日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 （午前 9 時 0 0 分）	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○一般質問	6
小 林 正 明 君	6
坂 部 敏 夫 君	1 5
野 村 智 一 君	2 3
高 橋 祐 二 君	3 0
○次会日程の報告	3 8
○散会の宣告	3 8
散 会 （午前 1 1 時 4 1 分）	3 8

第 2 日 6 月 7 日（金曜日）

○議事日程	3 9
○出席議員	3 9
○欠席議員	4 0
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 0
○職務のため出席した者の職氏名	4 0
開 議 （午前 9 時 0 0 分）	4 1
○開議の宣告	4 1

○報告第 1 号の上程、説明、報告	4 1
○報告第 2 号の上程、説明、報告	4 1
○承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
○承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8
○議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○同意第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○同意第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
○同意第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○同意第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○同意第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
○次会日程の報告	6 6
○散会の宣告	6 6
散 会 (午前 1 0 時 5 6 分)	6 6

第 8 日 6 月 1 3 日 (木曜日)

○議事日程	6 7
○出席議員	6 7
○欠席議員	6 7
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 7
○職務のため出席した者の職氏名	6 8
開 議 (午前 9 時 0 0 分)	6 9
○開議の宣告	6 9
○議員派遣の件	6 9
○閉会中の継続調査の申し出について	6 9
○日程の追加	6 9
○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
○副町長挨拶	7 9
○閉会の宣告	8 0
閉 会 (午前 9 時 4 5 分)	8 1

千代田町告示第 5 7 号

平成 2 5 年第 2 回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 5 年 5 月 3 1 日

千代田町長 大 谷 直 之

1. 期 日 平成 2 5 年 6 月 6 日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（12名）

1 番	野 村	智 一	君	2 番	高 橋	祐 二	君
3 番	坂 部	敏 夫	君	4 番	襟 川	仁 志	君
5 番	金 子	孝 之	君	6 番	福 田	正 司	君
7 番	小 林	正 明	君	8 番	柿 沼	英 己	君
9 番	富 岡	芳 男	君	10 番	黒 澤	兵 司	君
11 番	青 木	國 生	君	12 番	細 田	芳 雄	君

○不応招議員（なし）

平成25年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成25年6月6日（木）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番	野 村 智 一 君	2 番	高 橋 祐 二 君
3 番	坂 部 敏 夫 君	4 番	襟 川 仁 志 君
5 番	金 子 孝 之 君	6 番	福 田 正 司 君
7 番	小 林 正 明 君	8 番	柿 沼 英 己 君
9 番	富 岡 芳 男 君	10 番	黒 澤 兵 司 君
11 番	青 木 國 生 君	12 番	細 田 芳 雄 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	吉 永 勉 君
教 育 長	中 山 隆 二 君
総 務 課 長	川 島 賢 君
財 務 課 長	坂 本 道 夫 君
住民福祉課長	塩 田 稔 君
環境保健課長	野 村 真 澄 君
経 済 課 長	椎 名 信 也 君
建設水道課長	石 橋 俊 昭 君
会計管理者 兼 会計課長	荒 井 和 男 君

教 育 委 員 会 長
事 務 局

高 橋 充 幸 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長

宗 川 正 樹

書 記

小 林 さ や か

書 記

大 谷 英 希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（細田芳雄君） 改めて、おはようございます。

開会に先立ちまして、副町長吉永勉君より発言を求められておりますので、これを許します。

副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） おはようございます。

大谷町長につきましては、現在、変形性膝関節症の入院治療中であるため、一昨日、本定例会への欠席届を提出させていただきました。議会の皆様には大変ご迷惑をお掛けしており、誠に申しわけなく思っております。

なお、本定例会の答弁につきましては、町長との協議は十分に行っておりますので、本日出席しております私以下説明員全員で責任を持った答弁をいたす所存でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（細田芳雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

平成25年第1回議会定例会における坂部議員の一般質問において、大谷町長に対する無礼な発言があったということで、その発言の取り扱いに関する動議が青木議員から出され、成立いたしました。この件につきましては、「議会運営委員会の中で処置していただきたい」との動議であったため、去る3月8日、14日の2度にわたり委員会で協議を行ったところ、その取り扱いについては、「発言の削除」は行わず、議長から坂部議員に対し指導を行うということで決定いたしましたので、ご報告いたします。なお、議員各位においては、今後も会議規則第12章に定める規律の意味を再認識、再確認の上、議会に臨まれるよう議長としてお願い申し上げます。

次に、今定例会に付議される案件は、町長提案の報告2件、専決処分事項3件、補正予算1件、同意5件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成24年度1月分、2月分及び3月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（細田芳雄君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

4番 襟 川 仁 志 君

5番 金 子 孝 之 君

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（細田芳雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から13日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から13日までの8日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（細田芳雄君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、7番、小林正明君の登壇を許可いたします。

7番、小林正明君。

〔7番（小林正明君）登壇〕

○7番（小林正明君） 7番、小林正明でございます。議長の許可を得ましたので、これより一般質問に入らせていただきます。

交通安全・防犯対策と教育環境についてお尋ねいたします。交通弱者の安全対策は、子供たちだけでなく、高齢者にとっても大変重要な課題であります。近年の町への乗り入れ車両については、大型商業施設の来客者数の増大も含め、確実に増加しております。また、犯罪を予防するべく、防犯灯の効果的な配置や電気料金削減、省エネ化などの環境対策の必要性も考慮しなくてはならないと考えております。

つきましては、まず最初に、通学路にある危険箇所の調査と対応策についてお尋ねいたします。先般、国・県からの調査指示が出たようにマスコミの記事等で読ませていただきましたが、我が千代田町においても、通学路にある危険箇所の調査というのは、今までやっておるかと思いますが、改めて質問させていただくことであります。具体的に多少申し上げますと、横断歩道標示ペイントが薄れて

いる箇所が複数見られます。また、交通標示も含め再確認後、再塗装や整備など早急な対応が必要であるところの箇所も見受けられるように思っております。ちなみに、通学路のグリーンベルトの薄れたところもございます。いずれにしましても、そのところを確認後、何らかの早期の検討をお願いしたいと思いますので、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えいたします。

本町では、子供たちを初めとした交通弱者が安全で安心して毎日を過ごせるように警察の指導を受けながら、交通安全意識の向上のための事業を実施しております。あわせて、交通事故の発生が懸念される危険箇所に対する事故防止策を積極的に行い、安全性の高い道路環境を創出することで交通事故を抑制したいと考えております。そのため、交通モラルや安全意識を高めるために、交通関係機関などの協力のもと、子供たちや高齢者を中心に交通安全教室などを開催し、啓発活動を実施しております。最近では、健康の維持増進のため、朝夕に散歩される方が多くいらっしゃいますので、反射材のついたたすき等を配布し、装着をお願いしているところでもございます。また、道路管理者との連携を図りながら、交通事故が懸念される危険交差点における交差点改良の実施や道路反射鏡、視線誘導標識、道路標識、路面標示などの交通安全施設を効果的に整備し、交通事故の起こりにくい道路環境に努めております。

ご質問のありました「横断歩道」や「止まれ」などの規制路面標示等につきましては、群馬県公安委員会が統括しております。大泉警察署によりますと、路面標示が不鮮明な箇所を把握するための調査及び確認作業は改めて実施していないとのところですが、巡回警ら中に発見した場合は、状況把握に努めているそうであります。町といたしましては、改めて確認作業はいたしません、不鮮明な箇所を発見した場合は、大泉警察署交通課に連絡をさせていただいております。また、交通安全点検と称しまして、大泉警察署と合同で現地確認を実施し、交通安全施設の整備をお願いしているところがあります。しかしながら、大泉警察署管内では、膨大な数の規制箇所があり、限られた予算の範囲内では要望の全てを改善することは難しいらしく、優先箇所から順次対応しているとのことであります。町といたしましては、今後とも懸念箇所の整備が実現するよう継続的に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） 群馬県と近隣県の交通事故と免許保有数の状況というのが、これは「県警交通年鑑2011年版」というので見させていただいたところですが、それによりますと、人口10万人当たり、免許の保有数、保有率、それから死亡事故の件数、事故の件数等が出ておりまして、群馬県が933.1、これは事故件数です。死亡者数で言うと4.8、免許保有率では70.2%という数値になっております。これは2位の埼玉県等を断トツに離しておるのです。そういったことを考えますと、私たちの町はま

だ人口も小さいし、都市化ということで言えばまだまだのところもあるわけですし、不安要素が多少は薄れているのかと思いますが、今後とも入念な準備といいますか、対策は必要かと思いますが、先ほど答弁にございましたが、管轄の公安委員会、それから大泉警察署との連携した対応をお願いしたいと思います。

続きまして、県道83号、鍋谷地区の横断歩道の設置、それから県道314号線、新福寺公民館前の手押し信号機設置要望等、その後の検討結果について進捗があったかどうか、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えいたします。

まず、鍋谷地区につきましては、鍋谷公民館裏の三差路におきまして、地元区長さんを初めとしたボランティアの皆様が、早朝より通学する子供たちの安全確保のために道路横断を見守っていただいていることに対しまして、心より感謝を申し上げる次第であります。鍋谷公民館裏の三差路への横断歩道及び歩行者用信号機の設置につきましては、歴代区長さんを初めボランティアの皆様から設置要望を伺っております。そのため、さかのぼりますと、平成18年10月に当時の町長名で大泉警察署長宛てに要望書を提出しております。直近では24年の6月に同様の要望書を提出しており、更に担当レベルではありますが、継続的に設置を要望し続けておる次第でございます。

このような中で、大泉警察署交通課から信号機の設置については、大泉警察署管内で多く要望があり、全体のバランスを考慮し、ある程度の優先順位に基づいて設置していることから、本件は町道から県道に出る交通量から判断すると、信号機の設置は困難であるとの報告を受けております。また、見通しの悪い三差路上に横断歩道を設置した場合、歩行者は横断歩道を渡ることが安全であるという認識があり、車両の運転者は横断歩道の手前で安全確認のために停止するという認識が不足していることから、双方に認識のずれがあり、見通しの悪いことから、歩行者が危険な思いをする可能性が大きいとして設置が困難であるということでもあります。

しかし、今年度に入りまして、地元区長さんより子供たちと高齢者の安全確保のためにと、横断歩道と歩行者用信号機の設置要望が引き続き提出されましたことから、改めてまして大泉警察署交通課に現地調査を依頼し、検討をいただいたところ、見通しの悪い三差路から西へ約40メートル程度のところであれば、路肩が1.4メートルほどあるために、横断歩道の設置は可能ではないかとの回答をいただきました。この結果を受け、日ごろお世話になっている地元の皆様と相談しながら、大泉警察署交通課から群馬県公安委員会へ上申書の提出をお願いできればと考えております。

次に、新福寺公民館前への横断歩道と歩行者用信号機の設置についてであります。昨年の5月に区長さんから要望書の提出があり、同年6月に大泉警察署長宛てに要望書を提出しております。その後、県警本部の規制担当者、大泉警察署交通課、当時の地元区長さんとで現地調査を実施した結果、大泉

警察署交通課から設置に向けた上申書を群馬県公安委員会に提出していただきました。今年度において公安委員会の整備計画には、当該場所は含まれていないとのことですが、整備実施に向けて大泉警察署交通課には継続して公安委員会へ上申いただくようお願いをしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） ありがとうございます。鍋谷地区におかれましては、登校見守り隊という皆さんがメンバーとして毎朝横断歩道を黄色い旗を持って安全に児童の横断を助けていると。本当に毎日のことと思いますが、大変なことと思い、本当に感謝する次第であります。そういった気持ちを含めまして、今後ともどうぞ限りなく努力をさせていただければと思います。

次に、防犯灯のLED化推進とエスコ事業化について質問させていただきます。ESCO、「Energy Service Company」という略だそうではありますが、昨今、先ほども冒頭の質問の趣旨の中で申し上げましたが、LED化することによって、省エネ化、はっきり言えば電気料金の削減もできるわけです。通常の蛍光灯に比べていわゆるその電気効率というのは約30%から35%ぐらいと言われておりますので、かなりの節減ができるわけでございます。ちなみに、これは人口比で見たら、大都市ですから、必ずしもそのような参考になるかどうかわかりませんが、太田市ではもう実施しておりまして、既にちなみに太田市では防犯灯の数が1万8,000灯のLED化を2010年度に実施しておりまして、年間電気料金の削減効果が1,960万円という数値が出ておるそうでございます。いずれにしても、千代田町においてそのような考えがあるのかお尋ねいたします。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えをいたします。

本町では、夜間の交通安全や犯罪を未然に防ぐという防犯対策の観点から、町内全域に約900基の防犯灯を設置しております。財政的に厳しい状況ではありますが、更なる安全・安心の確保、環境負荷の低減、震災後の電力不足への対応を強く推進しなければならないと考えております。

そこで、平成25年度より既設防犯灯を年次計画により順次LED防犯灯へと交換するための予算を計上させていただいた次第であります。LED防犯灯は、蛍光管の防犯灯と比較しまして、価格的には約2倍以上も割高ではありますが、耐用年数につきましては、3倍以上の10年程度の寿命があると言われております。更に、LED防犯灯は消費電力が少ないため、電気使用料及び電気料金を大幅に削減できるものと考えております。LED防犯灯への一斉交換につきましては、太田市及び前橋市において企業の持つ省エネのノウハウを公共事業に取り込むエスコ事業を採用し、省エネ化と経費削減に取り組んでおります。

このような中、環境省から平成24年度末に成立した平成24年度第1次補正予算により、小規模地方

公共団体における防犯灯の屋外照明にＬＥＤ照明を導入するための調査及び導入に対する補助事業、小規模地方公共団体におけるＬＥＤ街灯等導入促進事業といいますが、これを実施することが公表されました。この事業の概要といたしましては、簡単に申し上げますと、人口15万人未満の小規模公共団体が地域内の防犯灯を一斉にＬＥＤ化し、かつリースを活用することにより経費節減と効率化を推進するものであり、温室効果ガス排出の削減を図るために実施する調査業務及びＬＥＤの設置工事に對し補助を行うというものでございます。

そこで、本町では施設防犯灯を年次計画により、ＬＥＤ防犯灯に交換する予定でございましたが、本事業の公募要領に基づき、応募書類を作成し、環境省に提出いたしました。その結果、採択される自治体数は全国で50でございましたが、幸いにも補助対象自治体として採択をされました。この事業は、2つの事業から構成されておりまして、まずＬＥＤ照明導入調査事業です。これは小規模公共団体が地域内の防犯灯の屋外照明にＬＥＤ照明を導入するために必要な現況調査を行い、ＬＥＤ照明導入補助事業を実施するための具体的な導入計画を策定する費用を補助いただけるものでございます。

次に、ＬＥＤ照明導入補助事業ですが、こちらは小規模公共団体が策定したＬＥＤ照明導入計画に基づきまして、ＬＥＤ照明の導入を民間企業が請け負うわけですが、ＬＥＤ照明の取り付け工事に係る費用を国からじかに企業のほうへ補助をいただけるものでございます。いずれにしても、今後は当事業の交付要綱及び実施要領に基づきまして、新たな安全・安心及び省エネ環境対策の一環として、本事業を導入することで、町内全域の防犯灯を一斉にＬＥＤ化することが可能となりましたので、明るいまちづくりの推進、環境に配慮した低炭素社会への寄与、更に消費電力の削減による財政負担の軽減を図ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） ありがとうございます。時代がそうやってきたのだと思いますが、いわゆる省エネ化、地球温暖化対策の一助等々で考えたときに、もう全日本、日本全体で取り組まなくてはいけない。我々小さな自治体であります、やることによって、そういったことを実施することによって少しでも貢献できればと思います。どんどん進めたく、ご努力を継続してお願いしたいと思います。

次に、通学道、通学道路を見ていると、例えば西小から福島方面あるいは新福寺方面、田んぼの中をずっと北に向けて中島から見れば北側です。右折して田んぼの中へ行くわけですが。次の集落といえますか、住宅のところにとどり着くまで約1キロ弱ぐらいあるのでしょうか。場所によってその距離感は多少違います。それから、赤岩地区から萱野に向けての通学道路、水質浄化センターがあるところ、あの田んぼも全く田んぼの中では照明というものが非常に少ないというか、防犯灯では多分私が見た限りではないと思っています。

そういったことで、一つの提案といえますか、お考えを聞きたいのですが、太陽光パネル付きのＬＥＤ防犯灯、なおかつぜひ監視カメラをつけたものを置いていただければと思います。といいますの

は、中学生になりますと、部活動で今はそうでもないのですが、日照時間が短くなる冬期間、冬の期間におきましては、あっという間に暗くなってしまう。その中を女子中学生が帰るというそのシーンを考えたときに、非常に不安があるわけです。暗いところが明るくなるというのは、精神的にも非常に不安要素を払拭させてくれるものであります。

そういったことで、何力所でもないのですが、そういったメーンの通学道路の田んぼの中にぜひ太陽光パネルつき、そして監視カメラつきのLED防犯灯をつけることをお考えあるのか。今後で結構でございますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えいたします。

町では平成22年度において学校における子供たちの安全・安心を確保するために、地域子育て創生事業を活用しまして、東西小学校及び中学校に防犯カメラを7台設置いたしました。また、23年度に設置した桧内西地区ごみステーションにつきましては、住宅に三方を囲まれ、県道、町道から死角となっており、以前からごみ出しマナーの悪い場所で、特に深夜の不法投棄が後を絶たない状況でありました。また、周辺には外国人が多数居住しており、近隣住民の方からは寝室がごみステーションに近く、深夜の不法投棄の物音で恐怖心を抱いているとの相談があり、防犯カメラの設置依頼がありましたので、町では特殊な状況下でもあり、防犯灯及び防犯カメラを設置いたしました。その後、保育園及び幼稚園における子供たちの安全・安心を確保するため、県安心こども基金事業を活用し、東西保育園及び東西幼稚園に防犯カメラを合計8台設置いたしました。そして、平成24年度においては、町民プラザ及び保健センターの敷地内に犯罪の抑止効果を期待しまして、防犯カメラを2台設置いたしました。このため現在町内には18台の防犯カメラが設置されております。25年度におきましても、多くの皆様が訪れます町有施設を安全で安心して利用できるよう、犯罪抑止のために防犯カメラを設置する予定であります。

ご質問にありました通学路での太陽光パネルのついた防犯灯、防犯カメラの設置につきましては、財政的に非常に厳しい中でありますので、今後十分に検討しながら調査研究をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） 続きまして、教育環境について質問させていただきます。

教育環境については、年々減少傾向にある大切な子供たちや町民皆様の知的生産学習の拠点となる山屋記念図書館の一層の充実化が必要と考える次第であります。山屋記念図書館の充実化につきましては、少ない職員数で館内イベントも定期的開催するなど職員の皆さん、すごく頑張っていると思っております。また、幼少の子供の皆さんへの読み聞かせ、虹の会の皆様の長年の活躍などすばらしいものがあるように思っております。

さて、そういう方向にありますが、図書購入予算は若干近年増加傾向にあります。先般もあつという間に100万部を売ったような本も出ております。話題の新刊・児童書などそろいつつあります。しかしながら、町民の知的生涯教育の活用の視点からすれば、まだ少なく思う次第であります。先般も図書館へ行ってまいりましたが、書棚上部のまだスペースがありますので、そういったところを活用して、もう少しといただけますか、1年、2年でできることではないかもしれませんが、蔵書数を増やしていただくようお願いしたいと思います。

つきましては、利用者数、貸し出し者数の増加対策、そして幅広い利用者に対する対応策、小学校においては1年から6年生までの6学年、中学においては1年から3年までの3学年、山屋記念図書館におきましては、幼児から高齢者、ゼロ歳から80歳まで利用する方がおり、たくさんの人が訪れるわけでございます。そういった対応策についてお考えを質問させていただきます。お願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

〔教育長（中山隆二君）登壇〕

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

厳しい財政状況の中、図書購入費の増額は、大変難しいところですが、平成22年度、23年度では国の補助金等を活用しまして、大型絵本や紙芝居、学習書等の児童書、2,500冊ほどを購入し、大幅な充実を図ったところでございます。町民のニーズや社会的動向を考慮し、利用者の学習、文化、教養等に幅広く対応する必要が町立の図書館にはございます。ただ、1つの分野を重点的に充実させるのは難しい状況ですが、最新の情報を必要とするような図書、例えば医学書であるとか、法律にかかわるような書につきましては、可能な範囲で購入していきたいと、そんなふうに思っております。それから、新刊図書につきましては、利用者からのリクエスト、要望等を考慮して購入に今努めております。また、ここ数年の年次計画により、利用しやすい環境整備としまして、書架を両面に変えました。そして、書架数を増やしたり、それからレイアウトを工夫するなどして、図書数の増加を図り、照明をLED蛍光灯に交換をし、それからトイレ改修におむつの交換台を設置しまして、利用者の利便性の向上を図ってまいります。小学校新1年生につきましては、図書館利用カードを交付しまして、図書館職員が東西小学校を訪問し、直接利用方法を説明して、図書館の利用を促しております。今後もこれ大きな課題なのですが、建物の大きさに応じた図書館運営、図書の充実を図って、利用者の増加に努めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

それから、幅広い利用者に対する対策としましては、幼児を対象に毎月行われるボランティアグループによる読み聞かせでは、終了時に折り紙づくりなども実施して、次また来られるようにというような工夫等も図っております。本との出会いを楽しもうということで、季節に応じて毎月テーマを定めて展示コーナーに本を紹介しております。読書週間としましては、5月の連休を挟んで、子供の読書週間、ポスター展を開催し、夏休みにかけては青少年読書感想文コンクール課題図書を提示し、9月の敬老の日には、敬老の日読書の勧めの推薦図書を展示しています。秋の読書週間では、読書感想

画の募集、作品展を行ったり、若い人向けには若い人に贈る読書の勧めの推薦図書を展示したり、幅広い年齢層を対象に読書への興味の引き起こしを図っております。これも今月広報等もご覧になっていただければと思いますけれども、毎月このような展示しています。このような今状況でございますということで出されておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、環境保護を訴えるために、環境図書コーナー設置したり、環境を考えるエコムービーの上映会も行っております。また、体験学習事業としましては、小学生の「一日図書館員」の募集や中学校職場体験の受け入れ等を行い、あるいは生活科授業で図書館を訪問した小学2年生には、本の貸し出しなどを説明し、子供たちに図書館利用の機会を提供しております。2階の学習室につきましては、利用者の安全等を考慮して中学生以上の利用としていますが、最近では1階の視聴覚室を小学生の学習スペースとして利用できるようにしております。小さい図書館なりに工夫して、幅広い年齢層の利用者の利便性が図れるようこれからも工夫し、努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたしますします。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） 大変詳細な説明ありがとうございました。小さい図書館、大事な図書館であります。教育長の答弁、本当に私も知らないところを教えていただきまして、ありがとうございました。

続きまして、時間も残り少なくなってまいりましたので、ちょっとまとめて質問させていただきます。幅広い利用者に対する増加対策ということで、今回もいただきましたが、今後は乳幼児の大事さは言うまでもございませぬ。赤ちゃんも図書館へと、そういう時代に入っているかと思います。読み聞かせや折り紙等の手遊びといえますか、そして若いお母さん方の不安解消の場、いわゆる息抜きというのですか、赤ちゃんへの絵本の読み聞かせは、親子の結びつきを深めるによい手段でありますと、そういったことでその対応もとられているように思いますので、今後とものご努力をお願いしたいと思います。質問の趣旨とちょっとずれて済みません。

次に、まとめて2つほど質問させていただきます。電子書籍の館内閲覧サービスについてのお考えはあるのかお尋ねいたします。

そして、中一ギャップ、小一プロブレムについてお尋ねいたします。中一ギャップ、これは中学生になった子供たちが、小学校の教育の中で学んできたといえますか……

○議長（細田芳雄君） 質問者に申し上げます。

残り時間が5分を切りましたので、速やかに質問閉じてください。

○7番（小林正明君） そういったことで、中学になったときのギャップを感じている。これから夏休みを迎えるわけですが、そういう対応も不登校等がもしあれば、そのようなことがないようにや、その対策をとるべき必要があるかと思います。そして、小一プロブレム、これもオープンスクール等

で見受けられますが、席にじっとしてられない子、言うなれば学級崩壊のもとをつくることでもあります。その辺についての入学から現在までの状況と指導対策についてお尋ねいたします。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

〔教育長（中山隆二君）登壇〕

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

最初の電子書籍の件ですけれども、これは私は明和町の図書館の情報ということで上毛新聞のほうで私も見させていただきました。やっぱり利用者の増加、読書離れということで電子書籍をということですけれども、公共の図書館で導入していくのは、全国的にまだ少ないそうです。ですから、個人的に電子図書で小説を読むというような状況はあるかなと思います。近隣ですので、これから明和さんの状況等を見ながら考えさせていただくということで、今のところ即導入というようなことは今のところは考えてございません。よろしくお願いいたしますと思います。

それから、中一ギャップ、それから小一プロブレムについてということですが、現在児童生徒、新1年生ですけれども、環境の変化によって、不登校になっているというような児童生徒はございません。ただ、継続した形で不登校傾向の児童生徒等おりますので、それはまた細やかな対応を進めていきたいと、そんなふうに思っております。

中一ギャップの対応ですけれども、現状としましては、まず学習面では中学校へ入りますと、教科担任制ということで、教科が先生方がかわっていきます。それから、学習内容が大幅に増えていきます。そういったことでの学習の不安も子供たちございます。そこで、現在行われている対応としましては、小学校の高学年において、もうある程度の教科担任制を教科に応じて行っていくと、そして教科指導の中学校の学習がスムーズにいくというような対応を行っております。また、6年生の2学期後半には、中学校の先生が今ですと英語、それから技術家庭等ですけれども、出前授業というような形で小学校に出かけまして、実際に中学校の学習の仕方、これを子供たちにも体験をさせて、少しでも不安を解消していこうという手だてを行っております。

それから、生活面では、2つの小学校から集まりまして、集団は大変大きくなっていきます。今までも最上級生という立場でございましたけれども、中学校へ行きますと、今度は先輩がいて、下になるというような中でのかわり方の不安ということもございますので、それらも解消できるようにというようなことで、幾つかの対応を行っております。特に入学前においては、特に中学校の説明会のときに、子供たちが出て、子供たちが自分の言葉で、中学校の生活はこういうのですよというようなことを児童に説明をして、少しでも子供たちが気持ちが悪わらくなって入学できるようにというような対応を行っております。

それから、入学してからは、部活動の紹介とか、新入生の歓迎会等々、そして今、一番私も大事なと思っているのですけれども、5月明けが不登校等いろんな心の悩みを持つ子供たちが多いという中で、今、中学校ではその新1年生を対象にしまして、連休明けにはスクールカウンセラーさん、そ

れから心の教育相談員さんが面談を行って、今、入学時の状況はどうなのだろうというようなことで、細かな今対応をしているところでございます。

私も初めてなのですけれども、時間よろしいのでしょうか。

○7番（小林正明君） 結構です。

○教育長（中山隆二君） それから、小一プロブレムについてということですが、これは幼稚園、保育園でも集団生活を行っておりますけれども、小学校に上がりますと、もう学習からじっと机に座ってというような集団的な動きが多くなってまいります。

○議長（細田芳雄君） 答弁者に申し上げます。

時間がなくなりましたので、速やかに閉じてください。

○教育長（中山隆二君） よろしいでしょうか。

○7番（小林正明君） はい。

○教育長（中山隆二君） ということで、また細かなことをお聞きいただければと思います。

以上ですけれども、よろしくお願いいたします。

○7番（小林正明君） どうもありがとうございました。

終わります。

○議長（細田芳雄君） 以上で、7番、小林正明君の一般質問を終わります。

続いて、3番、坂部敏夫君の登壇を許可いたします。

3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 議長の許可をいただきまして、議席番号3番、坂部敏夫は一般通告を申し上げます。

本日は、執行部の事務等が停滞なく遂行されているか、業務上の不正はないか、こういうことについて焦点を絞り質問をしたいと思っております。

これからの質問内容なのですが、お手元にありますように、非常に多岐にわたって件数が多いです。仕事の量と速度、これについてお願いしたいのですが、質問に対する回答の前置き、後講釈、説明は不要です。すなわち、やるかやらないか、イエスかノーか、もしくは質問に対する数値的な回答、これに心がけていただければと思います。回答は全て大谷町長とすり合わせが済んでいるということです、細かいことは省きます。

1番目の質問を申し上げます。町長が千代田町所有の公用車を私的に不正乱用している疑惑を感じております。平成21年に就任以来の私的利用の不正回数を伺います。回数を教えてください。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

[副町長（吉永 勉君）登壇]

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えいたします。

町長就任は平成20年の3月であります。平成23年の秋ごろから膝の状態が悪くなりました。それまでは公務優先で、体のことは我慢してきたわけですが、いよいよ我慢も限界になり、歩行時に激痛がありましたので、出張したとき、それに合わせて館林の慶友病院へ行くようになりました。ただし、病院への送迎について、これは公務遂行上、時間的な余裕もなく対応したもので、不正という考えはなく、公務継続の上で必要という判断で利用したものであります。よって、何回利用したかと言われましても、定かではありません。また、不正回数と言われましても、不正という認識はなく、公務優先が最大の目的でありました。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 実は私のほうで千代田町の公文書情報公開条例に従いまして、いろんな情報を入手しております。それに基づきますと、かなり疑惑の念にとらわれるところが多うございます。ただ、今、副町長が代弁した話によると、その善悪については認識していない。悪いとしていないというようなことですので、これにつきましては、また別途常任委員会あるいは全協、その辺で質問をしていきたい、このように思っております。要するに私の質問の中に、もし私用で使ったならば費用弁済を町にする意思はありますかというようなことも書いたのですが、これについては別途監査請求もあわせて行い、議会として相談をして対応していきたいと思いますので、きょうのところは以上で終わります。

2番目の質問に入ります。町長公務の実態を問います。平成24年10月から平成25年4月において公務をキャンセル、欠席した日数は何日ありますか。実は町長の公務日程、行事予定がネットで閲覧できるようになっています。これは職員がパスワードを入れれば見えるようになっているのですが、我々はそれを拝見することできないのですけれども、町長の部下というか、職員はこんなにたくさんの公務を我らの町長は一生懸命やってくれているというように錯覚するのではないかと思います。というのは、明らかにキャンセル、欠席した公務も情報公開によると、出席していないにもかかわらず、書いてあるのです。そういうことで、回数を答えられたらお答えください。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えいたします。

町長としての公務につきましては、町長が出席するか、または副町長が代行しております。もちろん、時と場合によっては急遽欠席ということもありますが、それを一々議会で報告する必要はないと考えております。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 弁論を避けて質問を続けていきます。

直近半年の町長の公務の量、この量を考えて、負荷は重いと感じておりますか、それとも軽いと感じておりますか、お伺いします。

そして、あわせて、副町長を設置するとなった根拠、成果目標。

この2点についてお伺いします。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えいたします。

町長の公務についてであります。議会及び各種会議への出席、各種行事や式典等への参加、来客対応、事務の決裁、国・県等への要望活動などいろいろありますが、これ以外にもいかに町をよくするか、町を活性化するにはどうすればうまくいくか。福祉や農業、インフラはどうかなど、いろいろな考えを検討し、行動することが一番重要な仕事であります。負荷が重いか軽いではなく、いかに町のために働くかをいつも考えておりますし、それが使命であります。

それと、副町長を設置する根拠となった成果目標はというご質問でございますが、副町長の設置は、町の活性化をより進展させるため、国・県等への要望活動を推進することが第一のねらいであります。利根川新橋の早期実現や河川整備、ジョイフル本田西の商業用地への商業施設の誘致、その他、町が発展するための事業推進を図るために副町長が必要であると申し上げているわけでございます。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 通告3番目の質問を申し上げます。

町長は現在満身創痍、目がチカチカするとか、歯が痛いとか、膝が痛い、あるいは頭がくらくらする、そういうようなことで、頭のとっぺんからつま先まで調子が悪いように拝見しております。そういうことで、非常に重い町長職、これが全うできるかどうか、私を初め町民各位は非常に心配しております。とりあえず議会へ総合的な診断書の提出は可能でしょうか、あるいはその用意はしてありますか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えいたします。

「今まで健康面について坂部議員から質問をいただいたことがありますが、たとえ同級生であっても、ご心配いただかなくて結構であります」という回答であります。町長は、「まちづくりはしっかりとやっていきたいと考えておりますし、行動してまいります」と申しております。

また、議会への診断書の提出というお話ですが、「提出するつもりはない」ということでございます。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 質問を続けます。

3番について、もう一つ書いてあったのですが、これは省きます。

4番、情報開示について質問します。町長公務の結果を「広報ちよだ」、これを用いて町民へ報告、

開示することは考えていますか。

また、副町長設置の効果を「広報ちよだ」で毎月特記記事として町民へ開示することは考えていますか。可能ですか。

また、町長公用車の運行記録を毎月議会へ定期的に提出することは問題がありますか。

この3点についてお伺いします。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えをいたします。

「広報ちよだ」では、町の予算や決算、そして政策の概要や事業の実施結果、更には入札の結果などを町民の皆様にご報告をさせていただいております。例を挙げますと、ジョイフル本田の誘致などの大きな事業につきましては、その進捗状況を数回にわたりご報告させていただきました。また、新年号では、毎年町長のまちづくりの方針などを掲載しております。ご質問の町長の公務の結果につきましては、紙面の都合や重要度の観点から、町民に対して公表する必要はないと考えております。

次に、副町長設置の成果を「広報ちよだ」で毎月特記として町民へ開示できますかというご質問でございますが、町が行った事務事業の成果や各種施策の結果などにつきましては、町長及び副町長の個人的な成果ではありませんので、広報でお知らせする考えはありません。町が行った事務事業等の結果について、町民の皆様にご報告をしているものであります。従いまして、広報の紙面において、副町長の毎月の活動状況や成果を掲載することは適当ではなく、開示すべき内容ではないと考えております。

次に、公用車の運行記録の関係でございますが、町長公用車の運行記録については、議会に提出する必要はないと考えております。それよりも今後3年間、活力あるまちづくりに一生懸命励んでまいりたいということでありますので、応援のほどよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 通告5番、公共事業の発注は適正になっているかどうか、この辺についてお伺いします。

町職員の健康診断は入札で業者を選択しているようです。ただ、全ての町民を対象にする健康診断は、特命発注で何年にもわたって同じ業者を、事業団を使っているようです。その理由を質問します。

あわせて、社会福祉協議会の事業委託、この辺も何年もの間特定業者へほとんど随契約的に同じ値段で契約しているようです。この辺を入札効果を期待して、また活性化させる計画あるかどうか、この辺をお伺いします。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

[副町長（吉永 勉君）登壇]

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えいたします。

町民の集団健診の業務につきましては、町及び国保連合会並びに町から委託を受けた検査機関との間において、電算システム上でのデータの連携が必要であります。このため、他の検査機関を使う場合は、システム変更や各個人の毎年の検査結果のデータ比較をする必要があることから、随意契約としているものであります。

それから、社会福祉協議会の事業委託の入札関係でございますが、特定業者にだけ発注している根拠についての質問であります。社会福祉協議会事務局へ確認をいたしましたところ、主に施設を建築及び設置した業者に対して、その専門的な立場から施設管理委託をお願いしているものであり、特別な事情はないと伺っております。

また、今後の入札対応についてのご質問であります。専門業者でなく、どの業者でも対応し得る業務につきましては、入札等を検討し、事務改善に努めていきたいという回答を社会福祉協議会事務局より伺っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 通告5番の残りについて質問します。

町の緑地の管理委託、これにつきましては、4月の入札で約15%前後の効果が出たように、成果が出たようにお見受けしております。過去の4年間、随意契約をした根拠は何でしょう。同じ業者へ同じ値段で相見積もりといいますか、随意契約をして、一切のコストダウンをしていなかった。地方自治法、政令第167条によれば、特別な成果が、効果が期待されない限りは、一般の競争入札に付すべき、指名入札でなくて、一般の入札にすべきというふうなうたっております。千代田町の財務規則でも同じように書いてあるのですが、これを無視して随契をしていた過去の4年間、これについて伺います。

今後の入札なのですが、1回にするとかなり入札効果、活性化が図れると思います。入札回数を3回でなくて、1回に改定する勇氣はありますか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

[副町長（吉永 勉君）登壇]

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えいたします。

本町はご承知のとおり、「植木の里」として古くから植木の栽培や販売が非常に盛んであり、北関東有数の産地を形成しております。このため、地場産業の振興育成を図るために、各公共施設や公園、街路樹などに多くの植木を植えてまいりました。そのような中、少しでも管理費を抑制するために、地元の植木業者の皆さんにご尽力をいただき、植木いっぱいのもちづくりを推進してきたものであります。ご質問の件でございますが、今まで管理委託業務につきましては、50万円以下の案件につきましては、見積書を提出いただき、業者を決定してきました。また、50万円を超えるものにつきましては

は、入札のかわりに入札書を業者から提出していただき、最低金額で入札書を提出した業者と契約しております。契約に際し、数社から見積書あるいは入札書も徴収せず、1社随契では問題がありますが、入札と同様の方法を採用しておりましたので、適法であると判断し、随意契約を実施してまいったわけであります。今年度につきましては、3月議会でお約束いたしましたとおり、より透明かつ公平な対応といたしまして、業者を集めての入札を実施いたしました。その結果、応札いただいた業者の企業努力によりまして、コストダウンにつながったことは非常にありがたいことであると考えております。

次に、入札回数の件でございますが、本町における入札回数につきましては、3回までとし、平成25年度からは開札の結果、落札者がいないときは不調として、後日指名業者を入れかえて再度入札に付することといたしました。本町以外の郡内の自治体では、入札回数を3回までとしている自治体が2町、板倉町、明和町、1回としているのが2町、大泉と呂楽町となっております。なお、群馬県も現在は事後公表となっております。更に、予定価格の公表方法も同様に異なりまして、入札回数を3回としている自治体は、予定価格を事後公表とし、1回としている自治体は事前公表しております。予定価格の公表方法につきましては、事前及び事後とともに、メリット、デメリット等いろいろ考え方がございますが、事前公表であれば、予定価格が示されておりますので、入札回数が1回であっても、再度入札や不調がなくなると考えております。

しかしながら、平成23年8月、入札をめぐる状況を踏まえた公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する指針が示されまして、事前公表を取りやめる要請が記載されました。本町では当時予定価格を公表しておりませんでした。24年度より予定価格の事後公表を開始をいたしました。

また、入札に関しましては、地元企業育成の観点から、地元企業を中心とした指名競争入札を実施しております。もし入札回数が1回で不調となった場合は、後日指名業者を入れかえて再度入札を実施するわけですが、地元企業が1社も応札できないという事態が生じかねません。このような状況では、異論が出ると考えますので、当面の間は今までと同様の方法で実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 質問の番号6番についてお伺いします。

福祉バスが朝晩動いておりますが、日中は比較的休んでいるように、動いていないように拝見しております。そこで、町民からこれを買物バス、その他の利用に共用できないか、こんな質問してほしいというお声がありました。一口に福祉バスを買物バスに転用することは可能であるか、あるいはその意思があるかどうかをお伺いします。先ほどの回答のように、余り長い時間ではなくて、やるか、やらないかで結構です。回答をお願いします。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） 社協の現行の送り迎えで使用しているバスを買い物バスへということでございますが、現状で社協のほうとも相談をしてみましたが、主観的には難しいという回答を得ております。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 質問の順番を変更します。

8番目に通告してある町道の舗装は、幅員でなく、利用度で考慮できますかという質問なのですが、これは千代田町の建設水道課の中の内規に「4メートル以下の町道はこれを舗装しない」というような内規があるように伺っております。ただし、昨今の道路事情からすれば、4メートル以下の幅員でも結構通行量の多いところもございますし、中には急な坂道ですとか、砂利道とかで危険なところもあります。舗装すれば安全も確保されますし、町民の利用の便利に供することができます。そういうことで、内規でありますので、4メートル以下でも舗装することが可能かどうか、そのお考えをお伺いします。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えいたします。

道路とは建築基準法第42条第1項で幅員4メートル以上のものと定義されております。ただし、特例措置として、同条第2項で昭和25年、この法律が適用される際、現に建物のあった幅員4メートル未満の道路については、通称2項道路またはみなし道路と呼ばれておりますが、道路の中心線より両側水平距離2メートルの線をその道路の境界とみなし、接道する宅地上に再建築または新築する場合は、道路の中心線から2メートルセットバックした位置とすることとされております。これは緊急時に消防活動上必要な最低4メートルの幅を保持するためのものであります。また、国では阪神・淡路大震災以降、幅員4メートル未満の道路を狭隘道路という名称でセットバック部分を含め、幅員4メートルの道路整備を図っていくことが大きな課題となっており、更に東日本大震災を教訓に、全国的な取り組みとなっております。身近にある2項道路という生活道路は、日常の人や車の通行という目的はもちろん、災害時の避難、防火など防災上でも重要な役割となることから、町として舗装整備を行う場合は、住民の安全のためにも沿道地権者のご協力のもと、最低4メートル以上とさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 本日の質問の最後になります。

順番を入れかえまして、7番、吉永勉副町長の執務態度について質問をします。吉永副町長は、今後計画される工業団地に関するプロジェクトリーダーということで、その責任を負っていらっしゃると思いますが、さきにもこの議会でもお話をし、あるいは区長会でもいろいろ討論をしたのですが、この工

業団地に関するアンケートをとりました、地権者に対して。その回答用紙へ、ひそかに管理番号と称する通し番号をつけて、地権者の、言うなれば回答者の思想や意向、反対か、賛成か、いろんなご意向、個人情報逆探知する行動をしました。これについてはあまたの町民からよくない行動ということで非難があります。寄せられております。これは執行部と町民の間の信頼関係であって、役場が行うアンケートは、全部そうやって逆探知されるのだろうか、そんな懸念を町民は持っています。今でもこれに対して副町長は反省することもなく、行為を反省せずに適正な仕事だったというふうに関き直っています。それが1つ。

それと、役場の執務時間中に、役場の駐車場構内をくわえたばこで歩行喫煙しておりました。役場の職員が申し合わせして、執務時間中はたばこを吸わないようにしよう、あるいはお茶やコーヒーなどもできるだけ控え目にしようというにもかかわらず、暇に任せて頻繁なお茶飲みを繰り返しておりました。安全で能率のいい仕事をせねばならない、その指導者が、昨年話でしたが、皮のスリッパでべたべた歩いていた。そういう執務態度が非常によくないというふうに見えています。

あわせて、昨年吉永勉副町長から私がじかに聞いた話なのですが、昨年の3月の町長選挙の前に、町長候補者から当選、再選がされたら副町長にという内示があった。言うなれば世間的には密約があったと、打診があったというような話を副町長から2度にわたって聞いております。こういう倫理的なもの、これが非常に問題であると、このように思っています。

先ほどの職員が注意できないと言うので、私がたばこの話、コーヒーの話、特にたばこの話について、職員の見本にならないからということで、本人に注意したところ、「何様気取りなんだい」と、こういうような回答が来ました。何を言い出したのかなと思って、しばし茫然としておりましたら、「何様気取りだと思っているんだ」と、こういう話なのです。これは副町長にあるまじき態度なので、そばに総務課長もいらっしゃいました。車の中にいたので、余りによく総務課長は聞いていなかったと思うのですが、そういう対応がありました。

このような執務態度は悪業の2文字に尽きると思うのです。千代田町執行部の風土を乱すのは、何か副町長、吉永勉君と私は考えております。これについて町長は反省を求めていますか、反省をさせていますか。また、反省書をつくるようにちょっと口頭ではありますが、話をしたのですが、町長はどのように考えていらっしゃいますか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えいたします。

私の、私といいますか、副町長、吉永の執務態度についてという質問でございますが、議会の一般質問で問われるようなことではないので、反省文も書く必要はないと任命権者は申しておりますので、そのようにお答えをしておきます。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 私の質問は以上で終わりなのですが、きょうは本人、町長が欠席ということなので、ちょっと戦意を喪失しております。もっと細かい質問もしたいところだったのですが、代理者による答弁ということですので、これ以上の質問は差し控えたいと思っています。

ただ、先般、私も知人が館林の慶友病院へ入院しているものですから、見舞いに行ったところ、一緒に町長にもお目にかかって激励しようと思って行ったのですが、「いや、つえをついて今、病院内をリハビリで歩いているよ」というような関係者の話がありました。「至って元気で昔のようにちょっと膝をかばった歩き方じゃなくて、普通の姿勢で元気に歩いています」というのが知人の話であり、病院関係者の話でもありました。ですから、そういうことで、本来でしたならば、自分で招集した議会なので、この議会にもたとえ自分の席からの答弁であっても来てもらいたい、このように思っていたところでございます。ですから、このように考えておりますので、これからはそういうことで町のために一生懸命元気になって頑張ってください、こんな要望をして終わりたいと思います。ただ、全体の締めくくりとしては、もうこれでこの議会においては3回目の発言になります。ある種の許認可をもらうに当たって、精神的な診断をするのに、診断書が必要なのですよ。私も実はその診断をもらっているのですが、その診断書の中に……

○議長（細田芳雄君） 質問者に申し上げます。

質問でないなら、速やかに閉じてください。

○3番（坂部敏夫君） わかりました。では、元気に頑張ってくださいのように要望して終わります。ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） 以上で、3番、坂部敏夫君の一般質問を終わります。

ただいまから10時30分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時20分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開します。

続いて、1番、野村智一君の登壇を許可いたします。

1番、野村智一君。

〔1番（野村智一君）登壇〕

○1番（野村智一君） 1番、野村智一。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

大きく2点、千代田町の情報発信の現状と課題についてという点と、千代田町のPR活動について、2点質問させていただきます。

まず1点目として、千代田町の情報発信の現状と課題について質問させていただきます。現在、千代田町では、町民の皆さんへの情報発信手段として、町広報やホームページ等で情報発信がされてい

るかと思いますが、今日の情報化社会の中で、スマートフォンやタブレット端末の普及が急速に進みまして、その利用者もそれに伴い、かなりの数に増加していると新聞報道で目にします。これにより、フェイスブックやツイッター、ライン等のソーシャルネットワーキングサービス、SNSの利用者が急増しております。そして、そのSNSを自治体の行政サービスに情報発信の手段の一つとして活用し、取り入れる自治体もここ数年で増加しているように感じます。これは大震災のときに固定電話や携帯電話等がつながりにくい状況になったときに、インターネットの安否確認が有効だったことや、より住民とコミュニケーションを深めることができる点等挙げられると思いますが、そういったSNSを活用する自治体の中で全国的に有名な自治体ということで、佐賀県の武雄市というところが有名で、テレビとか、新聞とかでいろいろ特集をされているのですけれども、その武雄市なののですけれども、市のホームページそのものをフェイスブックに変更したということで、ホームページを使用していたときと、それをホームページをフェイスブックに変更した後で、月間ベースで約50倍にそういったアクセス数が増えたとかという報道もありまして、こういったSNSを有効に活用する自治体がどんどんこの後も増えてくるかと思うのですけれども、まず町のホームページのアクセス数やメールでの問い合わせ件数などがどれくらいあるのか、また現在町のホームページについて、住民の方からどういった評判等、ご意見等がありましたらご答弁お願いします。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

〔総務課長（川島 賢君）登壇〕

○総務課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

町ホームページにつきましては、町制施行30周年に向け平成24年4月1日にリニューアルを行っております。このリニューアルにつきましては、庁内にプロジェクトチームを立ち上げまして、パソコンの普及した現代にマッチした使いやすさ、見やすさなどを重点に置き、作成をいたしました。主な改良点といたしまして、イラストのアイコンやプルダウン表示など、いろいろな検索方法の設定、地図情報の利用などを取り入れ、パソコンになれている方、なれていない方、どちらの方でも使いやすいような仕様としております。町内外からの評価も良好なようでありまして、ほかの町からどのように作成したのかというような問い合わせもいただいております。

ホームページの閲覧数についてであります。平成24年度のアクセス数は13万6,389件です。また、平成25年4月1カ月のアクセス件数につきましては、1万2,516件となっております。現在、アクセス件数の確認できるデータでは、平成18年8月から平成25年5月末までであります。この期間の合計アクセス数は81万2,542件となっております。このようなことから、ホームページをリニューアルした後のほうがアクセス数は多くなっているというふうに判断できます。

また、ホームページ内で電子メールによるお問い合わせも受けておりますが、年々増加傾向となっております。ちなみに、昨年4月のホームページリニューアル後のメール件数は35件であります。ホームページの検索サイトですが、最も多いアクセスは、「広報ちよだ」の閲覧であります。そのほか

広域公共路線バス時刻表、川せがきなどのイベント情報、なかさと公園などの施設情報、ふれあいタウンちよだ、そして子育て教育という順であります。今後とも情報内容について質の向上、それから早い対応等を目指し、ホームページの向上に向けて努めてまいりたいと思っております。

次に、今後の課題についてでありますけれども、町では現在ホームページ及び携帯用ホームページサイトの２種類の運営を行っております。今後の課題の一つとしまして、急速に普及をしておりますスマートフォンへの対応があると思われまふ。現在、若い方や日ごろからパソコンを日常的にお使いの方々を中心にスマートフォンの需要が急速に広まっております。一方、電話機でありますことから、携帯電話でなければという方も多くおられるのも事実であります。携帯電話はその特性上、大容量のデータの表示は難しく、継続して携帯電話専用のホームページサイトを運営して対応してまいりたいと思っております。最近では、民間のサイトを中心に、タッチ画面式であるスマートフォンに対応した専用ホームページも見受けられますが、今回のリニューアルで操作の簡素化、それから画面サイズの変更等を行っておりますので、新しい機種タイプ、古いタイプのパソコン画面のどちらにも対応し、またスマートフォンからも比較的に見やすく、操作性も悪くないほうであるというふうには思っております。

いずれにいたしましても、ＩＴ技術は日進月歩でありますので、今後も時代に対応した情報の発信に追従していけるよういろいろな角度から検討、研究してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） １番、野村智一君。

○１番（野村智一君） 町のホームページの閲覧数が増加傾向ということで、大変喜ばしいことだと思います。また、メールでの問い合わせ件数が35件ということなのですからけれども、町としてはこれらの閲覧数や問い合わせ件数というのは、現状多いとお感じでしょうか、お聞きします。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

[総務課長（川島 賢君）登壇]

○総務課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

ホームページの閲覧数につきましては、他の自治体と比較しておりませんので、何とも言いがたいところではあります。先ほどの答弁の中で平成25年、今年の４月１カ月のアクセス件数が１万2,516件でありますことから、１日平均では417件ということになります。今後はいろいろな角度から調査研究を行いまして、利用者が一人でも増えるよう努力をしてまいりたいと考えております。

また、メールの意見や問い合わせが昨年４月以降現在までで35件と申し上げましたが、これにつきましては、多い件数とは言えないと思ひます。しかしながら、本町の場合は、人口も少なく、それから電話での対応や窓口での直接対応もかなり多く実施しております。そういったこともご理解いただければありがたいと思ひます。農村部におきましては、都市部と違った対応の仕方もある一方、また時代に合わせた情報伝達手段や意見収集もありますので、町民全体を考えた情報提供手段等を今後検

討してまいりたいと考えております。

○議長（細田芳雄君） 1 番、野村智一君。

○1 番（野村智一君） メールでの問い合わせ件数が少ないというお話だったのですけれども、またそのほかには電話とか窓口のほうで対応されているというお話だったのですけれども、町政に大変関心をお持ちの年代の方々というのは、そういった形でメールとかで問い合わせもあろうかと思うのですけれども、なかなか若い世代の人たちがそういった面で町のホームページを見に行ったりとか、メールで問い合わせとかというのは、なかなか少ないのではないかなと思います。

そこで、先ほど全国で導入する自治体が多く増えています SNS を活用して総務省の統計データにも SNS の利用者は若年層の利用率が非常に高いというデータも出ていますので、例えばツイッターやフェイスブック、そういったものを活用して、日ごろより町のほうから行政情報や防災情報などを発信して、また町に対して何かありませんかということでメッセージを送ったりすることで、若い世代の人たちの町政への関心度というのですか、そういうのが高まるのではないかなと思います。

先ほどお話しさせていただいた武雄市以外にも、多くの自治体で SNS が活用されているわけなのですけれども、近隣ですと大泉町と太田市がツイッターで情報発信を行っています。こういった SNS を活用した自治体が情報発信のツールとして活用するメリットとしては、住民の皆さんの間で何が起きているのかというのを情報収集が比較的簡単に効率よくできたり、更に住民の方の声に素早く対応できるスピードがアップしたりと、住民と行政が双方向につながりを持てる点などが挙げられると思いますが、また行政内でも情報の共有化につながる点などもメリットとして挙げられると思います。しかし、SNS を使いこなす人とそうでない人の間に情報の格差が生まれてしまったり、フェイスブックやツイッターとかというのは、民間のネットワークサービスですので、プライバシーや個人情報の漏えいの危険がないわけではないということと、サービスの保守点検とか、トラブルで利用制限や利用自体が全くできなくなってしまう点とかが課題で挙げられると思いますが、何より利用する場合に、ガイドラインとかの設定が難しいのが一番の問題かと思いますが、こういった全国的な広まりを見せている、近隣でも活用する自治体がある SNS を千代田町はどういうふうな認識でお考えなのかお聞きします。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

〔総務課長（川島 賢君）登壇〕

○総務課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

SNS、つまり「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」についてであります。フェイスブックやツイッター、ライン、更にはミクシィ、グリー、モバゲイ、アメーバなどがあり、インターネットの普及から始まり、近年ではスマートフォンの急速な拡大で、コミュニケーションツールとしてサービスを利用するユーザーが増えているウェブサービスであると認識しております。

ご質問の趣旨は、インターネットを使ったこれらの社会的ネットワークサービスを行政の情報発信

等の手段として利用ができるのではないかということであろうと思います。これらは手軽に参加し、利用ができることで、特に若い方々を中心に利用が増えており、企業や官公庁でも活用しているところであるようです。県内、特に近隣等ではこういった利用余りありませんが、埼玉県などの自治体では積極的に導入しているところもあります。ただ、行政が導入する場合のメリット、デメリットについて考えなくてはいけない部分があると思います。手軽に情報の発信ができ、情報の入手がしやすいなどのメリットがある反面、情報セキュリティ上の安全性や信用性などで問題があるという点、また特に若い世代を中心とした利用が増加する一方で、情報弱者といえますか、インターネット等の利用が苦手な方々への対応も考えなくてはいけないというデメリットもありまして、早急に実施するにはまだ検討の余地があるかと考えます。

新しく出てきた先進的なネット活用の方法ですので、町としましては今後において十分な調査研究が必要なサービスであると認識しております。現在、全国や群馬県においても、特にフェイスブック等を利用する自治体が見受けられます。これらの自治体におけるフェイスブック等の利用方法ですが、防災、防犯、見守りなど住民の安全・安心についての情報の発信が主な利用方法となっているようです。現在、町では各課局の情報やイベント等を迅速に対応できるホームページを使い、情報を配信しております。また、フェイスブック等と同様に、町民の安全・安心情報の配信ツールとして、登録をされた方を対象に町独自のルートを利用して安全・安心メールを配信しております。町の安全・安心メールは、電子メールを使用しているため、パソコン、携帯電話、スマートフォン、いずれにも配信ができます。フェイスブックは、携帯電話での対応は難しく、安全・安心情報のような情報発信は現在の安全・安心メールのほうが機種を選ばず配信ができますので、よりすぐれているのではないかというふうには考えております。

また一方で、フェイスブックはコミュニケーションツールとして双方向の発信ができるところがすぐれていると言われます。本町でも部分的とはなりますが、町情報ネットワークとは別の単独回線を使いまして、町民プラザにおいて青年層を対象とした一部の事業におきましてフェイスブックの活用を行っております。情報発信にかかわるＩＴ化が飛躍的に発展する現代において、今後もこのＳＮＳを含めた効果的な情報発信ができるよう調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（細田芳雄君） 1 番、野村智一君。

○1 番（野村智一君） 若い世代を中心に雇用形態とか就業時間が多種多様になってきてまして、それぞれ生活のリズムも変わってきますので、情報の発信手段というのは幾つあってもいいかなと思いますので、ぜひ調査研究していただいて、千代田町に合った形でその時々々の技術を取り入れていただいて、よりよいまちづくりに役立てていただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。当初予算編成方針の中で、なかさと公園の既存看板や「ぐんまちゃん家」等でＰＲ活動をしていくということでありましたが、現在まではどのような活動がありまして、どのような効果がありましたか、ご提示願います。

○議長（細田芳雄君） 経済課長、椎名信也君。

〔経済課長（椎名信也君）登壇〕

○経済課長（椎名信也君） 野村議員さんのご質問にお答えいたします。

最初に、既存看板の活用についてでございます。本年3月の平成25年度予算説明におきまして、観光に対します説明をさせていただきました。その中で、本年度はなかさと公園、スーパー堤防上の北半分だけしか利用されていない国土交通省の既存看板の南側を活用して、観光PRにと説明させていただいたところでございます。この看板につきましては、縦2.5メートル、横4.3メートルほどの大きさでございます。実際にこの大きさの看板を新たに設置するということになれば、多額の予算が必要と思われます。国土交通省には内諾をいただいております、サイクリング、ウォーキング、ポタリング、そしてなかさと公園に来園された方々に本町の観光等のPRができればと思っております。看板の作成でございますが、県の補助事業であります地域振興整備費補助金が該当となりまして、2分の1を県費、そして残りの2分の1を町費で賄うことができるということでございます。予算につきましては40万円程度でございますので、20万円の持ち出しで作成できるというところでございます。本町におきましては、町をPRする看板等が他町と比較して少ないように思われます。今後も積極的にPRをしていきたいと考えております。なお、役場庁舎東側、郵便ポストのところにもPR看板を県町村会の10分の10の補助金によりまして設置させていただきました。

次に、「ぐんまちゃん家」でのPR活動でございます。「ぐんまちゃん家」、群馬県総合情報センターにつきましては、東京の東銀座に平成20年7月に開設され、5年が経過しようとしております。開設当初は来客も少なかったと聞きましたが、今年につきましては、北側正面に歌舞伎座がリニューアルオープンいたしまして、大変なにぎわいだというところでございます。テレビなどにも数多く取り上げられております。この「ぐんまちゃん家」を活用しての千代田町物産展につきましては、平成23年9月に第1回を開催させていただきました。この年は群馬県とJRとがタイアップをした群馬DC、デスティネーションキャンペーンが開催されたことに伴いまして、本町にも何かできないかと、観光のPRができないかということで初めて開催させていただきました。内容につきましては、植木後継者グループ、ガーデンスピリッツや商工会さんの協力のもと、ナス、ゴボウ、ショウガなどの野菜、また川崎製麺さんの福德うどんの販売、これらは全て完売となりました。そして、地酒、これは山川酒造さんのほうの吟醸酒の試飲ということでございますが、それと同時に、千代田町の特産であります植木の無料配布、苔玉づくり体験教室を実施しております。それと同時に、千代田町PRパンフレットも同時に配布いたしました。入場者につきましては571人を数えております。初めての開催で不安もありましたが、無事終了することができました。効果につきましては、帰庁後、東京の江東区の方から福德うどんについておいしかったので、お店を教えてほしいというような照会もございました。また、苔玉づくりににつきましては、お礼の電話も受け付けております。更に、24年度、昨年度開催でございます。平成23年度と開催内容はほぼ同じだったわけでございます。野菜、うどんの販売、日本

酒の試飲、植木の樹木名当てクイズによります苔玉のプレゼント等を実施させていただきました。大変好評だったというところでございます。植木の販売、無料配布につきましては、ブルーベリー等の植木を配布させていただいたというところでございます。入場者につきましては558人ということでした。この中につきましては、引き続き来場したという方もいらっしゃいました。多くの方々に群馬県千代田町を知っていただきたいと考えればと思っております。

以上、看板につきまして、それと「ぐんまちゃん家」につきましての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 1番、野村智一君。

○1番（野村智一君） 千代田町を多くの人に知ってもらうということで、アピールというような点では、人が多く集まるところが有効だと思うのですけれども、千代田町で例えば一番集客力のあるジョイフル本田の近隣にアピールするような看板を立てたりとか、ジョイフル本田のお客さんは町外や県外からの人たちも多いと思いますので、ジョイフル本田の2階のスペースを使ったりして、イベント的な、PR的なイベントを、物産イベントみたいなのを開催したり、もっと有効なアピールの方法があるかと思います。また、先ほどお話ししたフェイスブックやSNSを活用して、町外に対して観光アピールとか、町のアピールをするような自治体も多くあります。群馬県ですと、「ぐんまちゃん」がフェイスブックを開設してしまっていて、ご覧になったことあるかな等はちょっとわからないのですけれども、最初のほうは結構群馬県の宣伝とかをしていたのですけれども、最近はもう緩い感じになってきてしまっていて、ゴルフデビューしましたとか、何かそんな緩いようなこともフェイスブックで発信して、そういった緩い、ゆるキャラではないのですけれども、そういった内容もアピールには必要かなんて思ったりして見ていたりはしたのですけれども、そういった点で、今後の千代田町のPR活動とか、その計画とか、またそういった観光に対するSNSの認識についてお話しいただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 経済課長、椎名信也君。

〔経済課長（椎名信也君）登壇〕

○経済課長（椎名信也君） 今後の活動予定ということでございます。

今後の活動予定につきましては、9月19日に「ぐんまちゃん家」で同様に物産展を開催したいというところでございます。実施内容につきましては、同様と考えておりますが、まだ時間等ございますので、最善の努力によりまして効果を得たいと思っております。

また、ジョイフル本田を利用した物産展等の開催というようなことでございます。野村議員がおっしゃったように、ジョイフル本田千代田店につきましては、平日で5,000人、祝祭日には1万人が来店するほど集客力があると伺っております。特に埼玉県側からのお客さんが多いということであり、ジョイフル本田千代田店付近で観光看板の設置というものも1つあろうかと思っております。多くの方々の目にとどまるところに設置して、これにつきましては、関係者と協議する必要がありますので、

検討はさせていただきたいということでございます。

また、2階スペースを利用しての物産展ということでございます。これにつきましては、平成23年3月にジョイフル本田が開店以降、物産展につきましては、明和町さんが借りて実施しております。そして、今年につきましては、7月13日から15日までの3日間、上野村が上野村のクラフトフェアということで開催する予定と伺っております。ジョイフル本田千代田店につきましては、自治体が申請をする場合、許可をいただけるというところでございます。本町につきましては、先ほどお話ししましたが、平成23年、平成24年と東京「ぐんまちゃん家」のほうで物産展は開催させていただきました。ジョイフル本田千代田店のほうでは開催には至っておらないわけでございます。今後単独で開催あるいは近隣市町と合同開催も含めまして協議を重ね、場所を提供していただいて開催できればと考えております。

また、フェイスブックを活用しての観光PRというようなお話もございました。これにつきましても、千代田町にとってそのフェイスブックを活用しての観光PRが本当に役に立つであろうかと、メリットがあるのだろうかというようなことも十分検討させていただきまして、今後の課題というようなことで検討はさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 1番、野村智一君。

○1番（野村智一君） 前向きな答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。

先ほどお話に出た上野村さんなんかは結構ホームページにYouTubeの上野村を紹介する動画なんかがアップされていたりとか、あと片品村とか、嬬恋とかもフェイスブックを活用して積極的にまちのアピールとかをしたりしていますので、千代田町も例えば桜まつりがあったりとか、いろいろ行事があるわけですので、そういったときには町外の人に千代田町をもっと知ってもらう手段の方法の一つとして、そういったものも活用したほうがよりよく情報を拡散できて、いっぱい多く千代田町をアピールして知っていただけるのかなんていうふうにちょっと思っています。

また、今後恐らくSNSを利用する人は、分母が若い人たちが多く使っているということですので、その分母が年齢が上がってくれば、どんどん、どんどん増えてくるわけですので、有効な活用手段の一つだと思いますので、町内、町外、両方で情報発信の手段として、先ほどもお話ししましたが、千代田町に合ったような形で利用して、よりよい行政サービスにつなげていただければと思います。

ちょっと早いのですが、質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（細田芳雄君） 以上で、1番、野村智一君の一般質問を終わります。

続いて、2番、高橋祐二君の登壇を許可いたします。

2番、高橋祐二君。

〔2番（高橋祐二君）登壇〕

○2番（高橋祐二君） 2番、高橋祐二です。議長よりお許しいただきましたので、これから一般質問させていただきます。

またまた自分なのですからけれども、きょう4番目ということで、4番、高橋が一般質問をさせていただくわけなのですからけれども、エースが出てこない。温存しているということで、ちょっとモチベーション下がっているところなのですが、普通にさせていただきます。

1番目に、町の将来についてということで、幾つかあるのですけれども、少子化対策についてまず町がどういう考えでいるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えいたします。

少子化は、経済や年金問題、労働市場などに大きな影響を与える深刻な問題となっております。人口動態統計資料では、本町の女性1人当たりの生涯の出生数を見ますと、平成19年には合計特殊出生率が1.41で、全国や群馬県平均を上回っておりましたが、平成22年度になりまして、1.15まで減少し、一昨年、23年には1.37まで持ち直しました。しかしながら、将来にわたって人口を維持するためには、2.08が必要でございますが、これを大きく下回っております。また、本町の6歳未満の人口推移を見ますと、4月1日において平成21年度は616人、25年度では581人となり、減少傾向が続いております。

このように少子化が進む中、町民の皆様が安心して子供を産み育て、子供たちがすくすく育つように町における子育て対策といたしましては、妊婦さんに対し保険適用外の妊婦健康診査14回分に係る費用の一部を負担するなどの支援をしております。また、生まれた後も保健師による新生児訪問などの事業を行っております。また、子育て環境といたしましては、チャイルドシート購入に係る補助事業や保育園、児童センター、児童館、学童保育所の運営、未就園児の子育て家庭を対象として気軽に集い、交流や相談ができる場の提供を目的とした地域子育て支援拠点事業、冠婚葬祭等で一時的に家庭において保育することが困難な子供を預かる一時預かり事業、そして「赤ちゃんの駅」事業を実施しております。

更に、西幼稚園園舎の移転新築に伴いまして、旧園舎を平成25年2月から学童保育所としてリニューアルし、受け入れ児童数の拡充を図るなど子育て環境の充実に努めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 2番、高橋祐二君。

○2番（高橋祐二君） 我が千代田町においても、少子化が進んでいると思っています。きょうの新聞にも、上毛新聞のほうに、きのうのニュースでもやったのですけれども、過去最高だという、出生率がというふうに報じられております。千代田町においても少子化対策ということで、では何をやればいいのか。もっともっと簡単に子供を産んでもらうにはどうしたらいいか。そうしたらまず初めに、若い新婚さん、若いカップル、結婚して住めるような、そういう施設が例えば町民住宅、町営住宅、

その辺のもっと充実させて、若い世代がもっともっと楽に生活できるような施設をつくればいいのかなどと思ったりします。結婚して新婚さんが例えば里東団地に住みたいとか。済みません、今住んでいる方とか、あの施設を見ると、なかなか「うん、あそこに住もう」とかという気になるのかなという、もっともっと今風の舞木の土地区画整理の中にも新しいアパートがぼんぼん建っています。でも、ただ、家賃が高かったりという部分があります。町でそういう新婚さん、そういう方たちには何年間という期限を切って家賃半分補助しますよとか、何割補助しますよとかと、どんどん若い人に千代田町に住んでいただいて、子づくりに専念してもらおうという、そういうのもいいのではないかなと思っています。自分ごとなのですけれども、先月知人の結婚式に出ました。出席させてもらって、たまたま隣にある郡内の町長、首長さんと一緒になりまして、その首長の結婚式のスピーチで、まずその町は第1子ができると10万円お祝いをくれる。第2子ができると20万円、第3子ができると30万円、第4子でも30万円だそうなのですけれども、そこでいっぱいアピールしていたのが、「子供を産むなら明和町」、ああ、言ってしまった。済みません。言ってしまったので済みません。「子供を産むなら明和町」、「子供を育てるなら明和町」、そういうのを強く強くアピールしていました。千代田町も「結婚して住むなら千代田町」とかという、もっともっと若い世代が住んでもらえるように町のほうでもいろんな部分で援助してあげて、少子化対策につながっていけばと思っています。

きょうの新聞です。ここに載っているのですけれども、3人目の子供の養育費を国や自治体が全面的に支援するぐらいの対策をとらないと、少子化はなくなるという、改善できないというふうに載っています。ですから、もっともっと目に見えた補助というか、そういうのを千代田町でも独自に考えていけたらというふうに思っています。そういう感じ、副町長、どう思いますか。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えいたします。

まず、町営住宅等を建設しまして、若い人を受け入れたらと、このようなご質問でございますが、これまで舞木、それから瀬戸井、赤岩の2区と町営住宅を建設をしまして、運営をしておるわけでございますが、残念なことに、ここに入っている方々はちょっと言いづらいのですが、滞納なりは全ての分野である方も相当数おります。今後またこれらを舞木がなくなりましたので、町営住宅の数も少なくなったのですが、またこれを建設していくというのは相当の決断が必要となりますので、よくまた町長、出てまいりましたら、相談をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと、かように思っております。

少子化でございますが、最近女性の高学歴化や晩婚化、そして未婚化などが挙げられておりますが、経済や労働環境あるいは女性の勤労と育児の両立などの関係もあろうかと思われませんが、町といたしましては、ライフステージに合わせた事業を実施しております。

まず、教育委員会で行っております若い世代における異性との出会いの場の提供といたしまして、

ヤングセミナーを町民プラザで実施しております。今年度も太田の八王子農園のほうで実施するとも聞いております。これも回数を重ねるごとに参加者が増えておりますので、多少の効果が期待できるのではないかと、かように感じております。

また、お子様が欲しくても、なかなかできないというような方に対しましては、不妊治療費助成事業として、連続する5カ年の期間、1年当たり10万円を上限といたしまして、治療費の2分の1の助成をしておりますので、これらの効果も期待をしていきたいと、かように考えておりますので、ご理解をいただければと存じます。

○議長（細田芳雄君） 2番、高橋祐二君。

○2番（高橋祐二君） そうですね。少子化問題ということで、どんどん町も人口が減らないで、どんどん人口も増えて、もっともっと明るい町にしていけたらと思っております。

続いて、商業用地、住宅用地の販売促進ということでお聞きします。今、ジョイフル本田さんのすぐ西側が用途変更で商業用地になったということなのですけども、今、どのような進捗状況なのか教えていただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） お答え申し上げます。

ふれあいタウンちよだ商業用地につきましては、おかげさまをもちまして、平成24年12月7日付でジョイフル本田西側の8ヘクタールの用途変更手続が完了いたしました。今後は県の開発許可を取得しまして、造成工事を行っていききたいという流れになっております。現時点ではおおよその予定となりますが、共同で住宅団地造成事業を行っております県企業局の支援をいただきながら、年内中には開発許可が取得できれば、その後造成工事に入り、できるだけ早く分譲ができるように進めていきたいと考えております。もちろん、この間につきましても、商業店舗誘致について継続して推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、ふれあいタウンちよだ、一般分譲の住宅用地につきましては、25年3月末現在で307区画中147区画の分譲が済んでおります。西邑楽土地開発公社分につきましては66区画中38区画が済んでおり、全体として160区画残っておりますので、これらもあわせまして近隣商業地域とともに早い時期の完売できるよう努力してまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたして、答弁とさせていただきます。

○議長（細田芳雄君） 2番、高橋祐二君。

○2番（高橋祐二君） 住宅用地の販売ということで、両方、まだ半分ぐらいしか売れていないということなのですね。これをできるだけ早くということなのですけども、もう期限を切ってばんばんやらないと、いつになっても借金、ここにかけた投資、借入金、借金が減らない。利息も払っていかなくてはならない。みんなこれ税金ですので、その辺、普通の民間企業だったらもうへたすると潰れ

てしまう。これだけまだ何年も売り出して半分しか売れないのだったらという部分があるのですけれども、もっともっと具体的にいついつまでに完売するというふうにしていかないと、この先日配付された西邑楽土地開発公社の決算書を見ると、その千代田町分が7億8,000万借入金が、それで利息も毎年250万ですか、払っていついつというのを見られるので、この辺のもう期限切って、いついつまでにと、それにはどうしたらいいかという、ほかの例えば何年か前の太田市の城西の杜ですか、太陽光がみんな屋根にただでつくとか、すごいその土地を欲しいというぐらいな宣伝で、みんな1区画につき抽せんで買わなくては、買わなくてはというか、当たらないと買えないという部分だったのですけれども、では千代田町に住んで、どういうメリットがあるかという、その辺もいろいろな面で考えていかないと、例えばジョイフルですか、あそこの商業、5年間税金がただだとか、では住宅、あそこの千代田のふれあいタウンを買ったら、ではどういうメリットがあるのかと、その辺もいろいろな部分で考えて、千代田町のあの土地を欲しいというふうに考えて、本当に真剣に考えていかないと、いつになっても売れないし、毎年2つ、3つぽつぽつと売れているようではしょうがないと思うので、その辺はもう真剣に期限切ってやっていかないとと思っています。

今、いろいろな部分でテレビなんかでよくやるのですけれども、田舎へ住もうというのではないですけれども、古民家を再生して、山合いのそういう田舎町を探して、住宅を取得するという、都会から行って取得するというのがいろいろテレビで放映されていますけれども、千代田町においてもたとえば都会のほうに、さっきの野村議員のあれではないですけれども、「ぐんまちゃん家」、そういうのを利用して、都会の人に来てもらう。あそこのふれあいタウンを買って、田んぼが1反借りられる。米は自分自給自足でつくられる。町も農協もいろいろ農業委員会の方もみんな米づくりに協力して、では実際に米をつくってみたらみたいな感じで、町自体で協力したり、畑を貸してあげたり、野菜づくりを手伝ったり、こういう支援をしますから、どうか千代田町に来てくださいみたいな、そういうのもいいのではないかなと自分なりに思っています。

続きまして、済みません。3番目の、3番目というか、近隣市町との道路網についてということなのですけれども、やはりこの間のその明和の首長さんとお話しした中で、ジョイフル本田のすぐ裏の広域農道ですか、あれを今現在キャンパックのところにとまっている。それをそのまま延ばして、川俣駅まで延ばすという話をされていました。そうした場合には、いろいろ県道だとか、そういう部分があって、千代田町においては、今、保健センターのところにとまっています。あれ都市計画道路の見直しというのも、その辺含めて必要ではないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えいたします。

近隣市町との道路網につきましては、平成12年4月18日におおむね20年後の平成32年を見据えた都市計画決定をされた都市計画道路6路線、約10キロございます。この都市計画道路は、都市の骨格を

形成し、機能的な町内における交通体系の強化、近隣市町との広域的な連携など都市活動を確保するための道路でございます。6路線のうち近隣市町との連携を目的とした道路網といたしましては、整備済みの大泉町中心地及び大利根工業団地と主要地方道足利千代田線を結ぶ新福寺北部幹線、また現在整備中であります本町の拠点である中心市街地と大泉町東部の市街地を結ぶとともに、東毛広域幹線道路並びに国道122号線へアクセスする道路として赤岩新福寺線、本町の拠点と鞍掛工業団地と東毛広域幹線道路並びに邑楽町中心市街地を連絡する邑楽千代田線の3路線が計画されております。

次に、町都市計画マスタープランに位置づけられている道路網といたしましては、東西広域連携軸といたしまして、主要地方道熊谷館林線、主要地方道足利千代田線、県道上中森川俣停車場線、それとサントリーの北を走っております幹線町道25号線、また南北広域連携軸として、利根川新橋を含めた（仮称）両毛中央幹線、主要地方道足利邑楽行田線がございます。また、地域交流軸として、都市計画道路赤岩新福寺線と幹線町道27号線、これは広域農道でございますが、それと都市計画道路邑楽千代田線がございます。以上の道路網のうち、利根川新橋が「はばたけ群馬県土整備プラン」に盛り込まれ、ほかの道路網につきましても、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や平成16年3月、館林都市圏の総合交通体系計画においても、その重要性が認識されております。

幹線町道27号線につきましては、接続する県道を通じて、大泉や板倉町と連携し、邑楽郡の東西の幹線道路の一つとして、人的交流や物流に重要な役割を果たしております。広域農道として整備した昭和50年代と比べ、沿道の工業団地開発に伴う優良企業の進出や超大型商業施設ジョイフル本田千代田店の出店などにより、交通量が著しく増加し、県道を上回る状況となっております。

また、懸案でありました当地域と首都圏を連結する国道122号線バイパス整備は、地域の期待が高まるところであり、更なる地域発展のため、国道122号線バイパスにアクセスする邑楽郡の東西地域を結ぶ広域的な幹線道路として、明和町とともに現在県道昇格に向けて共同要望をしているところであり、今後も継続して要望していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 2番、高橋祐二君。

○2番（高橋祐二君） 済みません。その道路ですね、みんなサントリーの西の部分であのいい道がとまっている。大泉の大利根工業団地から来ている道もあの新福寺の裏でとまっている状態、これはもうサントリーの裏に関してはもう30年あのまま、大利根工業団地から来ているあの道も、もう何十年もあのままということで、結構不便ではないのかなというふうに思っています。そういうのを早急に整備していただいて、もっともっとこれから工業団地ができるという話もありますので、道の整備だとかが早急に必要だと思います。

あともう一つ、自分は思っているのが、利根大堰、あれは橋ではないのですか。大堰、堰なのですよ。あれを向こう側はすごくきれいに整備されました。渋滞緩和になったと思うのですが、この上中森の信号から登るにしろ、おりるにしろ、極端なあのカーブの坂道、あれって誰も直そうというのは今までなかったのでしょうか、質問します。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えいたします。

利根大堰、武蔵大橋の北側につきまして、直線化の話を地元で以前落としました。ただ、反対が多くて、事業が進まなかったという現状がございます。時代が変わってまいりましたので、またよく町長等とも相談をしまして、今後どのようにしていくか検討したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 2番、高橋祐二君。

○2番（高橋祐二君） ぜひちょっと検討していただきたいと思っております。やっぱり交通量が増えている中でも、安全にということでやっていただければと思っております。

次に、町の観光についてということなのですが、町の観光名所、何か具体的にここだよというのがありますか。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） 大変厳しいご質問といえますが、でございますが、本町の観光名所につきましては、しいて言いますと、利根大堰、赤岩渡船、なかさと公園など利根川沿線と光恩寺、北部地区の植木の里が挙げられると思っております。また、平成19年度に国土交通省や県のサイクリングネットワーク事業等を活用し、赤岩渡船場、瀬戸井、利根大堰付近の堤防天端に休憩所及び長さ11キロに及ぶサイクリングロードが完成しております。そして、なかさと公園から見る富士山が「関東の富士見百景」にも選定をされました。平成23年には名所と言えるかわかりませんが、祝祭日には1万人以上の集客がありますジョイフル本田千代田店が開店し、町の活性化と利便性の向上に寄与しております。このジョイフル本田千代田店の集客力を町内他の地域に生かせることが非常に重要であり、課題だと思っております。総合計画で新たな観光資源の掘り起こしや利根川等を利用した観光の推進が挙げられております。植木や酒などの特産品のPRを一層推進するとともに、新たな観光名所につきましても、研究、検討を推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 2番、高橋祐二君。

○2番（高橋祐二君） 千代田町の観光ですね。これといって旅行会社が言って、ぜひ来てくださいという部分もなかなか少ないような気がするのですが、これから利根川新橋が建設される予定というのを前提に、去年ですか、隣の熊谷市、旧妻沼町では聖天様が国宝に指定されたという、かなりのお客さんが見に来るように、観光客が増えているという。それで、北へ見ると、足利市に足利学校というやっぱり国宝というか、がありまして、実際もしここに新橋ができれば、観光客、バスでも車でも新橋を渡って妻沼、熊谷から足利へただ素通りという形になってしまうような気がします。ここで橋を渡ってすぐおりて何かをつくらないと、千代田町はただ排気ガスとごみですか、だけを置い

ていかれる町になってしまうような気がします。

そこで、観光名所、昔からあるのがないのだったら、新しくつくればどうかなというふうに思います。例えばもう千代田町で言いますと、30年前にサントリーが来ました。札幌、北海道のほうへ行くと、東京でもそうだと思うのですが、サッポロビール園だとか、そんなお店があって、千代田町とサントリーで提携して、サントリー利根川ビール園とか、そんなのを観光名所にして、東京からみんな草津、伊香保、あっちのほうへ温泉に行く旅行客が昼飯はでは千代田町で食べようかという、日光だの鬼怒川へ行く観光客が館林のインターでおりて、では千代田町へ寄って、もっともっと利根川にある渡船場をもっとPRして、大型バスで渡船場まで行けるような、そういう観光づくりとか、名所づくりもすごく必要ではないのかなと。

まず、何をするにも、いつも財政が困難だとか、お金がないとかと、町にはないという話なのですが、増やすのも減らすのも、やっぱり町長、副町長の考え次第だと思うのですよね。財政が悪ければもっともっと企業を誘致したり、もう工業団地をつくると、そういう計画があるのだったら、もう1年でも前倒ししてつくれるような、商業用地ができたのだったら、今からあそこはもう完売になってしまったよというぐらいなふうには持っていけないと、「今、商業用地にしたんだけど、どこも来ないんだよねえ」なんてのんきなことを言っていないで……

○議長（細田芳雄君） 質問者に申し上げます。

簡潔をお願いします。

○2番（高橋祐二君） はい、わかりました。

そういうふうに進めていかないと、いつになっても千代田町進歩していかないと思います。これから町長も入院して、悪いところを治すのだったら治して、出てきた後はばんばんもうトップセールスということで動いてもらって、町がよくなるように頑張っていってほしいと思います。

あともう一つだけ済みません。先日、5月29日にテレビを見ていましたら、群馬テレビでちょっとチャンネルを切ったら、大谷町長が出ているのですよね、「市町村長に聞く」とかという番組で。ああいうのだってやっぱり町民に防災無線でも何でもいいですから、今夜7時半から千代田町が出ますという、そういうのがお知らせができないのかなというふうに、地元住民にPRができないのだから……

○議長（細田芳雄君） 質問者に再度申し上げます。

質問を切ってください。

○2番（高橋祐二君） はい、わかりました。その辺よろしくをお願いします。

済みません。答弁をお願いします。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

[副町長（吉永 勉君）登壇]

○副町長（吉永 勉君） 今回の群馬テレビの関係につきましては、中身的には予算の関係でござい

ましたので、特に町民の方にはお知らせをしませんでした。今後はそれらは予算あるいは決算その他にかかわります事柄以外でも、そういう機会がありましたら、町民に周知をしながらやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 経済課長、椎名信也君。

〔経済課長（椎名信也君）登壇〕

○経済課長（椎名信也君） 今、高橋議員の千代田町で起こったことは何でも周知していただきたいというようなお話でございます。今回群馬テレビの番組で吉本興業の芸人でいます群馬県在住のアンカンミンカンという芸人さんがいるわけでございますが、5月の下旬にやはり赤岩渡船で収録をいたしまして、6月11日火曜日でございます。夕方の6時45分から7時までの15分間でございますが、赤岩渡船周辺を放送するというところでございます。これにつきましては、ホームページのほうで町内外の皆さんに周知をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 以上で、2番、高橋祐二君の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（細田芳雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす7日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（細田芳雄君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時41分）

平成25年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成25年6月7日（金）午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 平成24年度西邑楽土地開発公社決算について |
| 日程第 3 | 承認第 1号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 4 | 承認第 2号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 5 | 承認第 3号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 6 | 議案第34号 | 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 7 | 同意第 3号 | 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて |
| 日程第 8 | 同意第 4号 | 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて |
| 日程第 9 | 同意第 5号 | 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて |
| 日程第10 | 同意第 6号 | 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第11 | 同意第 7号 | 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	福田正司君
7番	小林正明君	8番	柿沼英己君

9 番	富 岡 芳 男 君	1 0 番	黒 澤 兵 司 君
1 1 番	青 木 國 生 君	1 2 番	細 田 芳 雄 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	吉 永 勉 君
教 育 長	中 山 隆 二 君
総 務 課 長	川 島 賢 君
財 務 課 長	坂 本 道 夫 君
住 民 福 祉 課 長	塩 田 稔 君
環 境 保 健 課 長	野 村 真 澄 君
経 済 課 長	椎 名 信 也 君
建 設 水 道 課 長	石 橋 俊 昭 君
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	荒 井 和 男 君
教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	高 橋 充 幸 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宗 川 正 樹
書 記	小 林 さ や か
書 記	大 谷 英 希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（細田芳雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○報告第1号の上程、説明、報告

○議長（細田芳雄君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

書記に報告書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 副町長に繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

副町長、吉永勉君。

[副町長（吉永 勉君）登壇]

○副町長（吉永 勉君） おはようございます。報告第1号 繰越明許費繰越計算書につきましてご報告いたします。

繰越計算書に記載のありますとおり、平成24年度一般会計予算に係る事業のうち、道路維持管理事業など土木費関係3事業、並びに小中学校の特別教室空調設置事業及び理科教育設備購入事業など教育費関係5事業、合わせて8事業の総額1億2,259万円に係る繰越明許費繰越計算書の報告であります。これは、本年3月の第1回議会定例会において可決いただきました一般会計補正予算（第6号）におきまして繰越明許費として平成25年度に繰り越したものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告することとされておりますので、ご報告させていただくものであります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 以上で報告を終わります。

○報告第2号の上程、説明、報告

○議長（細田芳雄君） 日程第2、報告第2号 平成24年度西邑楽土地開発公社決算についてを議題といたします。

書記に報告書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 副町長に平成24年度西邑楽土地開発公社決算についての報告を求めます。

副町長、吉永勉君。

[副町長（吉永 勉君）登壇]

○副町長（吉永 勉君） 報告第2号 平成24年度西邑楽土地開発公社決算につきましてご報告いたします。

本案は、西邑楽土地開発公社の決算につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

なお、本報告書につきましては、去る5月17日の理事会におきまして全会一致で原案どおり可決されております。

詳細につきましては建設水道課長から報告させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 西邑楽土地開発公社の決算報告書の詳細につきましてご説明申し上げます。

お手元資料中敷きの水色の色紙以降にございます決算資料7ページをお開き願いたいと思います。

事業の概況報告でございますが、公有用地売却事業といたしまして、大泉町事業所において公共用地を大泉町へ売却したことに伴う収益がございました。造成地売却事業といたしましては、千代田町事業所で東部住宅団地分譲地4区画の売却に伴う収益がございました。なお、面積、金額につきましては記載のとおりでございます。

次に、あっせん等事業でございますが、千代田町事業所で上中森住宅団地造成事業に伴う用地管理を県企業局の依頼により実施いたしました。

続きまして、決算書1ページにお戻りいただきご覧いただきたいと思います。収支決算の状況でございます。まず、収益的収入及び支出におきましては、収入の総決算額が7,033万112円で、事業区分ごとの内訳は記載のとおりであります。このうち千代田町事業所分は3,795万4,587円でございます。

次に、支出の総決算額でございますが、9,987万4,628円で、事業区分ごとの内訳は記載のとおりでございます。そのうち千代田町事業所分は3,470万8,745円でございます。

次に、2ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございますが、収入の総決算額が1,446万2,633円で、全額が千代田町事業所分の借入金でございます。支出の総決算額は1億402万3,016円で、内訳は記載のとおりでございます。このうち千代田町事業所分は4,416万4,233円でございます。

なお、収入が支出に対して不足する額につきましては、記載のとおり過年度及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、3ページをご覧いただきたいと思います。損益計算書でございますが、公社の1年間の経営状況をあらわすものでございます。事業収益から事業原価を差し引きますと2,477万4,317円の当期総損失が発生しました。こちらから販売費及び一般管理費を引きますと3,281万282円の事業損失となりました。

また、事業外収益では326万5,766円の受取利息及び雑収益がありましたので、当期純損失といたしましては2,954万4,516円でございます。当期純損失につきましては、大泉町事業所の経営改善計画に

基づき借入金解消に取り組むもので、大泉町事業所の準備金により充当いたしました。千代田町事業所分は324万5,842円の当期純利益を出しました。

4ページをご覧いただきたいと思います。貸借対照表でございますが、公社の資産状況をあらわすものでございます。

まず、資産の部でございますが、流動資産の合計は20億9,043万883円で、詳細につきましては記載のとおりでございます。

次に、負債の部でございますが、流動負債が340万2,000円、固定負債が19億5,102万3,021円、合計19億5,442万5,021円でございます。

次に、資本の部でございますが、設立時の3町からの拠出金として基本財産が900万円ございます。

次に、準備金でございますが、記載のとおり、前期繰越準備金と当期純損失を合わせて1億2,700万5,862円でございます。従いまして、資本合計は1億3,600万5,862円となり、負債、資本合計が20億9,043万883円で資産合計と合致しております。

5ページ以降につきましては、財産目録等を添付してございます。また、平成25年度予算も添付してございますので、後ほどご覧いただくことをお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 以上で報告を終わります。

○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第3、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 副町長に提案理由の説明を求めます。

副町長、吉永勉君。

[副町長（吉永 勉君）登壇]

○副町長（吉永 勉君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、千代田町税条例におきましても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正の要旨についてであります。1つ目は、納税環境の整備といたしまして、滞納金の割合の引き下げ、見直しに係る規定の整備であります。

2つ目は、個人町民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長と控除限度額の拡充を図るための規定の整備であります。また、家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった所有者の相続人がその土地を譲渡した場合にも譲渡所得の課税の特例を受けることができるよう規定の整備をいたします。

3つ目は、固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者の規定において、独立行政法人森林総合研究所の事業の完了により、条例中の関係文言を削除するものであります。

詳細につきましては財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） おはようございます。承認第1号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、原則4月1日施行となることに伴い、千代田町税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月30日付で専決処分をさせていただいたものであります。

お手元に承認第1号の資料といたしまして新旧対照表をお配りさせていただいておりますので、この新旧対照表によりましてご説明させていただきたいと思っております。右側が改正前、左側が改正後となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表の1ページでございます。最初に、条例第34条の7でございますが、ここでは個人町民税における寄附金税額控除につきまして、都道府県や市町村に寄附をした場合、いわゆるふるさと寄附金をした場合の特例控除の算定方法を規定しておりますが、算定の際、復興特別所得税率2.1%分を加算するという地方税法附則第5条の6が追加となったことによりまして、この読みかえ規定を追加するものであります。

次に、第54条でございますが、固定資産税の納税義務者を規定しております。第5項中でございます独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業が平成24年度中に完了したことにより、関係する文言を削除するものであります。

次の2ページをお願いします。下段にございます第131条では、特別土地保有税の納税義務者を規定しておりますが、第4項におきまして、前条と同様の改正となるものでございます。

次に、3ページの中ほどをお願いいたします。ここから附則の改正となります。最初に、附則第3条の2でございますが、ここでは延滞金の割合の特例を規定しております。改正の内容でございますが、現在の低金利の状況に合わせ事業者等の負担を軽減する観点等から、納税環境の整備といたしまして、当分の間、国税の見直しに合わせ町税に係る延滞金の割合につきまして見直しを図るものであります。具体的には、納期限後一月以内の延滞金は現行では年4.3%となっておりますが、これを年3.0%に、それ以降の延滞金は現行では年14.6%となっておりますが、年9.3%にそれぞれ割合を引き

下げるものであります。また、これに伴い還付加算金につきましても、現行年4.3%から年2.0%に引き下げられることになります。

これにつきましては、町税の延滞金の割合につきましては、納期限後一月以内は7.3%、それ以降は14.6%とされておりますが、このうち納期限後の一月以内の割合につきましては、先ほど申し上げましたとおり、公定歩合に4%を加えた割合、つまり公定歩合が現在0.3%でございますので、4.3%ということで特例措置が現在は講じられているところでございます。

地方税法の改正によりまして、納期限後の一月以内の7.3%の特例措置につきましては、特例基準割合に1%を加えた割合としまして、納期限後一月を超えた場合の14.6%の割合につきましては、特例基準割合に7.3%を加えた割合とするものです。ですから、つまり先ほどの割合で言いますと、14.6%が年9.3%にというお話を申し上げましたが、この特例基準割合というのが現在2%ということでございますので、2%に7.3%を加えまして年9.3%に割合が引き下げになるというものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。同じく第2項でございます。これにつきましては、1項の改正に伴いまして新たに法人町民税の納期限延長法人に係る延滞金の利率の特例として追加になったものでございます。既定の年7.3%につきましては、当分の間、前項の特例基準割合が7.3%に満たない場合につきましては、その特例基準割合を適用するものであります。

次に、中ほどの附則第4条でございます。第1項におきまして、前条第2項の追加に伴う納期限延長法人の延滞金の特例に係る規定を整備するものであります。

続きまして、5ページをお願いいたします。中ほどの附則第4条の2でございますが、ここでは公益法人等の町民税の課税の特例を規定しておりますが、引用する租税特別措置法第40条に非課税公益法人を規定した第10項が追加されたことに伴う項ずれを修正するものであります。

次に、附則第7条の3の2でございます。第1項では、住宅借入金等特別税額控除につきまして、所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額を町民税から控除する制度につきまして、適用期限及び適用居住年をそれぞれ4年間延長するとともに、居住年が平成26年4月から平成29年12月までの場合の控除限度額を拡充する読みかえ規定を整備するものであります。これにつきましては、平成26年4月からの消費税引き上げに伴う一時の税負担の増加による影響を平準化し、緩和する措置でございます。そのため、居住年が平成26年4月以降でも契約等で適用される消費税率が8%または10%でない場合には、控除限度額の拡充は適用にならないということになります。

続いて、6ページをお願いいたします。中ほどの附則第7条の4でございます。ここでは寄附金税額控除における特例控除額の特例を規定しておりますが、改正では特例控除額算定の際、復興特別所得税率2.1%を加算するための読みかえ規定を整備するものであります。

次の附則第17条の2でございますが、第3項では、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、他の特例措置を受ける場合は重複して特例は受けられないということを規定しておりますが、引用する租税特別措置法第37条の9の2の特例規

定が適用期限到来により廃止されることに伴い、修正するものであります。

次に、7ページの附則第22条の2でございますが、第1項では東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例、震災の日から3年までというのを7年までの4年延長の特例を規定しておりますが、条文全部を改正しております。

また、8ページまで表がございますが、読みかえ部分を表に改正することで、いずれの条項が読みかえられているかがわかりやすいように規定の整備をするものであります。

続いて、8ページでございます。改正後の欄の一番下の行でございます、から9ページにかけまして第2項が新たに追加されておりますが、これは東日本大震災により居住できなくなった家屋等の所有者がお亡くなりになられた場合に、その相続人が当該家屋の敷地の用に供していた土地等を譲渡した場合に、前項の、第1項ですね、の読みかえ規定を適用しまして課税の特例を受けることができるように規定の整備をするものであります。相続人の特例でございます。

9ページの第3項につきましては、前2項の適用を受ける場合の申告書の記載について規定しておりますが、先ほどの第2項が新たに追加されたことに伴う項ずれ、それと文言を修正するものであります。

次に、10ページをお願いいたします。附則第23条でございます。第1項と第2項がございますが、ここでは東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例を規定しております。被災者が住宅を再取得した場合等で、住宅借入金等を有する場合、居住年が平成26年4月から平成29年12月までの被災者につきましては、適用する消費税率、先ほども申し上げましたが、8%または10%を適用するかしらないかということでございますが、適用する消費税率にかかわらず、被災者の場合は控除限度額を現行の5%から7%の額に拡充する規定を整備するもので、その読みかえ規定や項ずれ等を修正するものであります。

以上、順を追ってご説明申し上げましたが、今回の改正の施行日につきましては、平成25年4月1日であります。ただし、延滞金及び町税に係る改正につきましては、26年1月1日とするものであります。なお、その町民税に係る改正のうち、住宅借入金等特別税額控除に係る附則第7条の3の2及び第23条の改正につきましては消費税率の改正がかかわることから、平成27年1月1日の施行とするものであります。また、改正に伴い延滞金及び町民税及び固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げまして、詳細説明といたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されました。

○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第4、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 副町長に提案理由の説明を求めます。

副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、千代田町都市計画税条例においても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正につきましては、課税標準の特例にかかわる読みかえ規定を定めた都市計画税条例附則第11項につきまして、引用する地方税法附則第15条において項の追加や削除が行われたもので、この項ずれを修正したものであります。この地方税法附則第15条につきましては、各項におきまして鉄道事業法及び港湾法または民間資金活用に係る法律等々の規定により、一定の要件に該当する事業者が所有するまたは取得した建物等の償却資産につきまして課税標準の引き下げ等の特例を規定する条文となっております。このたびの改正により、これらの項の追加や削除が行われたものであります。なお、この条例の施行日は平成25年4月1日とし、あわせて経過措置を規定したものであります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されました。

○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第5、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 副町長に提案理由の説明を求めます。

副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、千代田町国民健康保険税条例におきましても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の要旨であります。保険税の軽減措置を受けている国民健康保険の加入世帯におきまして、満75歳となる被保険者が後期高齢者医療制度に移行した場合、残された国民健康保険加入者が引き続き軽減措置を受けられる特例の拡充のため、規定の整備を行ったものであります。

詳細につきましては財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、4月1日施行となることに伴い、千代田町国民健康保険税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月30日付で専決処分をさせていただいたものであります。

お手元に承認第3号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表によりまして説明させていただきます。右側が改正前、左側が改正後となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表の1ページでございます。最初に、条例第5条の2でございますが、ここでは医療分の基礎課税額に係る世帯別平等割額を規定しておりますが、改正点は2つございます。1つ目は、国民健康保険の被保険者が夫婦など2人世帯の場合、そのうち1人が満75歳となり、後期高齢者医療制度に移行した場合には、その方を移行後5年間は特定同一世帯所属者と定義しまして、国民健康保険税の軽減判定に係る基準所得額を算定する場合に含めておりましたが、今回の改正によりまして、移行後5年間というものを廃止しまして恒久化したというものが1つでございます。それによりまして、この軽減判定の基準額を算定する際には、後期高齢者に移行した方も含めて軽減判定の所得の算定ができますので、移行した後も計算上は納税者の方の有利になるというものでございます。

2つ目は、ただいま申し上げました世帯を特定世帯と定義します。5年間は平等割額を2分の1に軽減しておりましたが、その後の6年目から8年目までを新たに特定継続世帯と定義いたしまして、平等割額の4分の1を軽減する規定を追加するものであります。これにつきましては、平成25年度で後期高齢者医療制度が施行され6年目に入り、軽減措置が切れる世帯が出てくることから、引き続き軽減割合は4分の1となりますけれども、軽減措置を3年間延長し、負担の軽減を図るものであります。

条文上の改正点でございますが、医療分につきまして、(1)、つまり第1号でございますが、特定同一世帯所属者及び特定継続世帯に係る文言の削除と追加を行い、第3号において、新たに特定継続世帯を4分の1軽減後の1万4,250円とする規定を追加するものであります。

次に、第7条の3では、後期高齢者支援金等の世帯別平等割額の規定でございますが、上記第5条の2の医療分と同様に、第1号で特定継続世帯を追加し、次の2ページにございます3号で新たに特定継続世帯を4分の1軽減後の3,750円とする規定を追加するものであります。

次に、同じく2ページの第21条でございますが、ここでは国保税の減額につきまして規定をしております。前年中の所得が一定額以下の世帯に対する税額の軽減措置の規定でありまして、所得により7割、5割、2割を軽減する制度であります。第1号では、所得金額が33万円以下の世帯について7割を軽減する場合の軽減額を規定しております。改正につきましては、イで医療分の世帯別平等割額に係る規定のうち、(ア)では特定継続世帯を追加し、(ウ)で新たに特定継続世帯の軽減額を9,975円

とする規定を追加するものであります。

次に、下段の工でございますが、後期高齢者支援金分の世帯別平等割額に係る規定のうち、次の３ページでございますが、前述の医療分と同様に、（ア）では特定継続世帯を追加し、（ウ）で新たに特定継続世帯の軽減額を2,625円とする規定を追加するものであります。

同じく３ページの第２号では、所得金額が33万円に世帯主を除く被保険者１人につき24万5,000円を加算した額以下の世帯について５割を軽減する場合の軽減額を規定するもので、改正につきましては、前号と同様に、イの医療分、エの後期高齢者支援金分の世帯別平等割額にそれぞれ特定継続世帯の規定を追加するものであります。

次の４ページをお願いいたします。第３号では、所得金額が33万円に被保険者１人につき35万円を加算した額以下の世帯について２割を軽減する場合の軽減額を規定するもので、前号と同様に、イの医療分、エの後期高齢者支援金分の世帯別平等割額にそれぞれ特定継続世帯の規定を追加するものであります。

次に、下段から次のページにかけまして附則第15項でございますが、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例、つまり３年から７年に延長することを、４年間延長することを規定しておりますが、ここで引用する地方税法附則第44条の２第３項が新たに譲渡期限の延長の特例を規定した第４項と相続人の譲渡所得の特例を規定した第５項、つまり３項が４項と５項に分けて整理されたため、条項を改めるものであります。また、あわせて租税特別措置法の項ずれにつきましても修正するものであります。

なお、この条例の施行日は平成25年４月１日といたしますが、附則第15項の改正規定は、税条例の改正と同様に平成26年１月１日から施行するものであります。また、経過措置といたしまして、改正規定の適用区分をそれぞれ定めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げまして、詳細説明といたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第３号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されました。

○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第6、議案第34号 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 副町長に提案理由の説明を求めます。

副町長、吉永勉君。

[副町長（吉永 勉君）登壇]

○副町長（吉永 勉君） 議案第34号 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ505万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,505万2,000円とするものであります。

補正の概要につきましては、まず歳入では、東西幼稚園の預かり保育の保育料につきまして、使用料から負担金へ項目を変更いたします。また、財政調整基金から繰り入れを行い、補正の財源とするものであります。

次に、歳出でございますが、総務費及び教育費におきまして内容の変更に伴う予算の組み替え及び項目変更を行うほか、民生費や教育費におきましては、防犯カメラの設置費用や改修工事のための設計監理委託料等を追加するものであります。

詳細につきましては財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） それでは、議案第34号 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第1号）の内容につきまして詳細説明を申し上げます。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、補正予算書の6ページ、7ページをお開きいただきたいと思っております。

初めに、歳入につきましてご説明させていただきます。11款分担金及び負担金、1項負担金、2目教育費負担金でございますが、3節幼稚園費負担金を118万8,000円追加いたします。これは、次の12款使用料及び手数料、1項使用料、3目教育使用料の1節幼稚園使用料を118万8,000円同じく減額をします。これを負担金に計上し直すために行う措置でございます。

幼稚園の預かり保育につきましては、当初幼稚園授業料で計上をいたしましたが、負担金の性格が強いことから検討しまして、予算項目を変更するものであります。

次に、17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節の財政調整基金繰入金を500万円追加いたします。これは、今回の補正予算の財源として繰り入れるものであります。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。初めに、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費でございます。ここでは補正による額の増減はございませんが、右側説明欄にありますように、情報システム事業におきまして、内容変更等により予算の組み替えを行うものであります。今年度新しい機器類及びシステム等の入れかえに当たり、委託業者がこれまでの2業者から1社になりましたので、使用料や委託料を増減いたしまして、1社分にまとめるものであります。

次に、3款民生費、2項児童福祉費でございますが、1目児童福祉総務費の15節工事費に94万5,000円追加いたします。これは、西小学童クラブに防犯カメラを設置するための費用であります。また、4目児童福祉施設費の4節共済費につきましては、当初予算で計上が漏れておりました関係で社会保険料423万7,000円を追加するものであります。

めくっていただきまして10ページ、11ページでございます。中ほどの10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の18節備品購入費を34万8,000円追加いたしますが、これは不登校児童に対応する場を設けるため、教室を一部仕切るためのパーティションを購入するための費用でございます。

次の3項中学校費、1目学校管理費では、防犯カメラ改修工事及び特別教室のエアコン設置工事に係る設計監理委託料を82万6,000円追加いたします。

めくっていただきまして12ページ、13ページをお願いいたします。4項1目幼稚園費の13節委託料に13万7,000円を追加いたしますが、これにつきましても東西両幼稚園の防犯カメラ改修工事に係る設計監理委託料であります。

次に、6項保健体育費、3目総合体育館温水プール費でございますが、温水プールの男女更衣室のロッカーの入れかえに当たり、当初は工事費で計上しておりましたが、事業内容を精査した結果、工事費から備品購入費へ項目の変更を行うものであります。

最後に、予備費を162万6,000円減額いたしまして、収支の均衡を図るものであります。

以上、詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、襟川仁志君。

[4番（襟川仁志君）登壇]

○4番（襟川仁志君） 質問させていただきます。

防犯対策費について質問させていただきます。ＬＥＤの街路灯についてですが、これは、だめですか。

それでは、総務費の防犯対策費のところですが、これについては先ほど西小の防犯カメラの設置のお金だというふうに聞いたのですけれども、これはこの項目ではなくて教育費のほうに入るのではないかなというふうに思うのですが、よろしくお願いします。

○議長（細田芳雄君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、お答えさせていただきます。

防犯カメラにつきましては、８ページですけれども、民生費の第２項第１目の児童福祉総務費ということで94万5,000円を計上させていただきました。この２月に開設いたしましたのですが、住民福祉課所管の関係でカメラの設置がしていないところがここだけになりましたので、今回モニターもつけた形で計上させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） ４番、襟川仁志君。

○４番（襟川仁志君） 防犯という関連で質問させていただきたいのですが、きのう一般質問の中で質問がありましたＬＥＤ街路灯導入促進事業というのがあったわけですが、これについてきのうちょっとわからなかったのでお聞きしたいのですけれども、リース契約というお話がありました。これについてはどういった契約をするのかということなのですか、例えばリース会社を集めて入札を行うのか、それともメーカーを選定して、そしてリース契約を行っていくのか、そこに地元の電気業者の参入はできるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） ＬＥＤ防犯灯についてのご質問でございます。この導入事業につきましては、当初予算では昨年の１１月から１２月の頭にかけて予算編成をしたものですから、その時点では国における補助事業というのがございませんでしたので、町単独ということで、町内にあります約900基の防犯灯を年次的に、計画的にＬＥＤ防犯灯に町が工事をして設置、入れかえをしていくと、そういう考え方で計画を立てました。予算的には350万程度だったと思うのですが、これを同額でやっていると、全てＬＥＤ防犯灯にかえていくのには大体８年ぐらいかかると。そうしますと、大体入れかえが終わりますと最初のころのＬＥＤ防犯灯がもう古くなって、大体また入れかえなくちゃいけないと、そういう問題もあったのですが、いずれにしてもＬＥＤのほうがいいだろうということで予算は盛らせていただきました。

ところが、今年に入りまして24年度末の国の補正予算の中で、環境省が推奨します環境へのエコ事業というのでしょうか、そういった電気料を減らすとか、環境に優しい事業ということでＬＥＤ防犯灯の一斉取りかえといいますか、一斉導入に係る補助事業というのが出てまいりました。国の補正予算と並行していたのですが、町のほうでも町長、副町長と協議しまして、これは手を挙げて早急にやったほうがいいだろうということで申請を出して採択を受けたと。全国で50団体採択する予定だった

のですが、実際には38団体が採択されたということでもあります。

この環境省が進めます事業につきましては、まず町内の防犯灯の位置、それから現在のその防犯灯が果たしてその位置でよいのか、もっと適正な配置の仕方があるのではないのかとか、そういったことを業者の方をお願いして、委託をして、コンサルティング、いろいろ調べた上で計画書をつくっていただくと、この事業に800万円、上限800万円で100%国庫補助がつきます。それと、問題は工事なのですが、その計画書に基づいてLED防犯灯を導入していくわけですが、その導入に当たっては、町ではなくて民間業者が施工をしていくと、それがエスコ事業になっていくわけですが、民間事業者が一斉に町、例えば900基の防犯灯をLED防犯灯にかえていくと。その工事に当たっては、極力地域に関係のある業者、地元の業者等を利用して経済の活性化を図っていくというのがやはり一つの考え方に入っております。工事が完了した時点で、町は10年間にわたってそのLED防犯灯を使用していく、つまりリース料を払っていくという考え方です。

大体現在、町の防犯灯の電気料が年間約300万円程度でございます。計画書を国のほうへ出した中でいきますと、現在20ワット、1基20ワットの契約になっております防犯灯が大体8ワットぐらいで契約ができることになります。そうしますと電気料が約半分になると。ですから、150万円の電気料で済むと。残った150万円あるいはそれに若干プラスになるかと思いますが、それでリースができるということでもありますので、このほうが完全に町としては有利でありますことから、この事業の採択を受けて、今後、後で補正で追加でさせていただこうとは考えておりますが、その調査のための業務委託料を補正予算で追加で出させていただいて、計画に基づいて業者が事業を行った場合、多分暮れ、12月議会あるいは来年の3月になろうかと思いますが、今年度に係るリース料が発生すれば、そのリース料金を追加して利用していくと、そのような流れになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） ありがとうございます。前にも話しましたがけれども、地元の関係の業者さんにかかわる、仕事が行けるようにぜひお願いしたいというふうに思ひます。

それと、もう一点なのですが、調査ということがあったのでぜひ調べてもらいたいのですが、今青い電灯になっていますね。これについては入れるときに犯罪が少なくなるので青い色にしたということなのですが、その後どういふ、それで犯罪が減ったのかどうか。青い電灯を入れてまた戻している自治体もあります。また、ああいう真っ青、千代田町みたいに真っ青ではなくて、もう少し淡い色をつけた自治体もあります。というのは、前に聞いたことあるのですが、女子高生がバス通学していて帰ってきて、あの青い光がちょっと怖いということで、バス停から送り迎えしているという話も聞きましたので、そういったことも調査の中に入れていただきたいというふうに思っております。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） ただいま青い防犯灯のお話が出ました。補助事業あるいは田んぼの中の追加した事業については青い防犯灯が一部ついております。この青い防犯灯を蛍光灯を使いますと犯罪が減るというようなお話も一時あったのですが、よくよく調べていきますと、余り根拠がないというお話も聞こえてきます。どうもこの話の発信がヨーロッパのほうにあるようで、防犯灯というか、街路灯の下で麻薬を打っていた地域があって、青い防犯灯にしましたところ、血管が静脈が見えなくなってしまったので、そういったことが減ったというようなお話もあるようです。そこら辺の真偽は定かではないのですが、確かに議員がおっしゃるように、遠くから見ますとちょっと寒々しい感じ、ちょっと不気味と言うと変ですけども、そういった雰囲気も何となく感じる部分はございますので、一部の地域を青とか、こっちを赤とか、そういうわけにもいきませんので、導入していく中では統一した形で、皆さんが喜んでいただけるような、そういう形で導入していければと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

8 番、柿沼英己君。

[8 番（柿沼英己君）登壇]

○8 番（柿沼英己君） 7 ページの幼稚園負担金ということで、25年度から幼稚園の一時預かり保育というのがスタートしたわけなのですが、その金額が盛ってありますけれども、利用の実態とかお知らせしていただければと思います。

○議長（細田芳雄君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） ご質問にお答えいたします。

預かり保育、新事業として4月から始まったわけですが、4月、5月と西幼稚園のほうで大体平均七、八名、それと月預かりというのも今6名ほどいます。それから、東幼稚園のほうで大体三、四名ぐらいです。それと、月預かりが1名入ってきております。まだまだ保護者のほうも様子を見ていますとか、そういう状況もありますので、それから今後、今、年少のほうは預かりをしていませので、2学期から年少の預かりも始まりますので、もう少し人数が増えるかと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 8 番、柿沼英己君。

○8 番（柿沼英己君） 利用者の声というのはどんな感じなのでしょう。

○議長（細田芳雄君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 利用者の声としましては、助かりますという声が多く聞こえております。それから、特に多かったのは、小学校の授業参観のときには、例えば西小なんかの授業参観のときには西幼稚園でたしか十六、七名ありましたので、いろいろ行事があるときとか、あと勤めていらっしゃる方にとってはそういう制度ができてありがたいという声が聞かれております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 今後拡充していくということなので、子育て支援の一環として頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑ありませんか。

3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部です。先ほどの襟川議員の質問に関連してなのですが、防犯灯の設置について質問申し上げます。

千代田町には現在防犯灯の管理基準、言うなれば照度は何ルクスあればいい、あるいは何ルクス以下になったら交換する、そういう数値的な基準がないようにお見受けしております。これから体系的にしっかりと防犯灯を設置するというようなお話もありましたので、ぜひ灯具と灯具の間では何ルクスぐらい維持できるか、あるいは灯具の直下では照度計をその灯具に向けたときに何ルクスあればいい、あるいは水平、垂直、その辺の照度をきちんと管理できるように計画するご意思があるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 今回行いますのは、先ほど申しましたように、環境省の補助事業でございます。ですから、コンサルタント業務をお願いした業者の方といろいろ協議はさせていただきますが、その点がやはり補助事業ですから、全国的な一つのそういった基準があれば当然対応しなくては行けませんし、それはまた今後協議させていただきます。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 今総務課長の回答で結構でございますが、いずれにしても防犯灯ですから、犯罪が起きないように予防する、あるいは何か事件があったときにはその概要を特定できるように、あるいは検挙に結びつくような照度がないと意味がないと思うのです。そういうようなことで、ぜひ数値的な管理基準、どこへどのようにつけたらいいか、しっかりと計画をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

7番、小林正明君。

[7番（小林正明君）登壇]

○7番（小林正明君） 教育費、小学校費、学校管理費でお尋ねいたします。

備品購入費として34万8,000円が計上されております。先ほど内容説明のときに不登校児童対策費として教室の仕切り、パーテーションを設けると、その備品購入費だと伺いました。それで、質問ですが、これは西小学校のみの話だと思いますが、中学校あるいは東小で不登校、そして西小学校で不

登校児童が今いらっしゃるのか、またその対策として学校としてどのように考えているのか、お聞かせをお願いします。

○議長（細田芳雄君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） ご質問にお答えいたします。

一般質問のほうで教育長も答弁しておりましたが、継続的に不登校の児童生徒数名いるわけですが、今回の西小の管理用備品購入費、パーティションの関係ですが、各学校に相談室、心の教室相談員の相談室という専門の部屋を設けて対応しているわけで、スクールカウンセラーと連携を図りながら学校全体で支援しているわけですが、数名おりますと、1人の児童生徒が相談室に入りますとほかの児童生徒が入りづらいとか、ほかの例えばちょっと相談に来たい児童生徒が入れないとか、そういう面もありまして、今回西小のほうだけになるのですが、教室の配置とかそういうのも4月直前に決まりますので、今回西小、相談室のすぐそばに学習室が配置できましたので、相談室があるから登校できるけれども、相談室には行けるけれども、本来の教室には戻れないという児童生徒もおりますので、学習室をパーティションで区切ってほかの児童生徒の気配も感じながら、ある程度目隠しをしてそういう場所も設けて本来の教室に戻れるようなステップ、一つの方法として模索しながら一人一人に対応していくということで今回急遽補正予算を計上させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） わかりました。心の相談室、スクールカウンセラーの方が不登校児童というか、教室に行けない子供さんたちの対応しているの私も見させていただきました。確かにおっしゃるとおり、相談室に1名もしくは2名かもしれませんが、少数入りますと、次の子がそういう要望があったときには部屋がありませんので、先ほど数名いるというお話でしたけれども、その数名の対策をとらなくてはいけないわけですし、ほかの東小あるいは中学校でもしそのような状況あるのでしたら、どうぞこういった事業を進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。もう一度答弁をお願いします。ご回答をお願いします。

○議長（細田芳雄君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） お答えいたします。

それぞれの学校、それぞれの児童生徒一人一人に配慮しながら、できるところから進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

10番、黒澤兵司君。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第1号）についてお尋ねいたします。

先ほど説明いただいたのですが、3款民生費、4目児童福祉施設費、それからそこで右に行きまして4節共済費、社会保険料423万7,000円、こういうものが出ております。車で言えば、例えば対人対

物損害保険だと、いろんな物損事故があった場合そんなようなのがあるかと思います。施設費の中の共済費ということで、どういう性質のものか、その辺が伺いたいと思います。例えば、建物とか、構築物だとか、その辺についての関係なのか、性質をちょっと教えていただきたいのと、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） ご質問にお答えします。

民生費の児童福祉費、4目児童福祉施設費の中の西保育園管理運営事業、社会保険料についてでございますが、この新年度の予算を組む段階で、昨年11月から12月にかけてであります。西保育園の臨時職員、それからパート職員の社会保険料を入力するわけですが、どうも入力ミスによりまして予算計上されていなかったということが判明いたしましたので、追加をさせていただくものであります。大変申しわけなく思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 民生費児童福祉施設費ということで、文言と内容がそういうふうに理解してしまってよろしいのでしょうか。その辺をちょっともう一度伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 予算の項目につきましては、児童福祉施設費、保育園のことでございますが、そういう名称になっております。ただ、この児童福祉施設費と申しますのは、当然施設に係る管理運営費、工事費等は入りますが、そこで働く職員の人件費等も入ってきますので、全体を含めて施設費ということでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

5番、金子孝之君。

[5番（金子孝之君）登壇]

○5番（金子孝之君） 第9款災害対策費ということで所管にかかろうかと思いますが、住民福祉課が対応しているということですので、質問させていただきたいと思います。

災害対策事業といたしまして、以前災害時要援護者の名簿をつくるという話があったと思います。その後の進展状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、お答えさせていただきます。

災害が発生した場合、災害時の要援護者の避難誘導や安否の確認、避難所等での生活の支援を行うために、災害時の要援護者情報の把握と自主防災組織あるいは行政区、民生委員児童委員等の関係者間での共有が必要であります。事前に災害時要援護者の居住地や生活状況などを把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう名簿を作成しておくことが必要であります。この関係につきま

しては、県の補助事業を活用いたしまして要援護者マップを整備いたしました。昨年の３月に対応はさせていただいたのですが、その避難者としての対象者ですけれども、介護保険の要介護３以上の方、身体障害者の１、２級の方、知的障害、療育手帳のＡ、並びに精神保健福祉手帳の１級の方、妊婦さんあるいは難病患者、そして６５歳以上のひとり暮らし、あるいは高齢者のみの世帯ということで、その在宅で家族による避難支援が困難な方を対象としておりますけれども、その個別計画といたしますか、家族構成の状況やその方の状況の特記事項もございます。個人情報の保護がございまして、避難支援者への個人情報を開示するには要援護者の同意が必要でございます。現在ひとり暮らし高齢者につきましては、ひとり暮らし基礎調査にあわせまして要援護者としての情報提供の同意を民生委員児童委員をお願いしてございますが、今後他の身体障害者等の方々にもその個人情報の開示をすることがよろしいかどうか、同意を得まして避難支援体制が図れるよう防災係と対応していきたいと思っております。

なお、この事業を進めるに当たりましては、自主防災組織が４団体結成されておりますけれども、区長会や民生委員児童委員協議会等にも相談して進めたいと考えております。

なお、現在のうちのほうで把握している状況なのですが、６５歳以上のひとり暮らしの方が２７１名ございます。この方については民生委員さんをお願いしてございます。そのほか介護保険要介護の３以上、あるいは身体障害者手帳の１、２級の方等々見ますと、要調査対象者が８２６人ございます。なお、この中には介護と障害がつながりが同一人、あるいは高齢者とかぶっている方もおります。昨年調査した段階でも６５人ほど重複しておりました。今後本人の同意を得てから防災係と協議して進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） ５番、金子孝之君。

○５番（金子孝之君） 今お答えいただきましたが、防災ということで災害はいつ起こるかわかりません。その名簿ができていないのは県内何カ所も、数行政しかないという、二、三でしたっけ、そんな感じの数だったと思います。進んでいるところのどんなふうな進め方をしてその名簿を作成したのか、そういうことも参考にしたらどうかと思うのですが、この点いかがでしょうか。

○議長（細田芳雄君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） お答えいたします。

新聞に出た状況のときには、うちのほうでは一応名簿は作成してあったのですが、ただ同意をもらっていなかったの、同意をもらっていないのに把握しているということになるとちょっと筋が違ってくるかなという形で、名簿はまだできていないということで報告はさせてもらいました。これからこの調査をどういうふうに進めるか、民生委員さんに全くこれお願いするのは難しいと思っております。とにかく対象者が多いので、その辺についてまた町で相談して進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） ５番、金子孝之君。

○5 番（金子孝之君） 人命にかかわることですので、早急に対策をとっていただきたいと
思います。よろしくお願いします。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに
賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第7、同意第3号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委
嘱につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 副町長に提案理由の説明を求めます。

副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） 同意第3号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき
同意を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月13日をもって任期満了となります小林義司氏を引き続き委員に委嘱いたしたく、千代
田町情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでござ
います。

小林義司氏につきましては、地元第13区の生活環境委員や区長を経て、平成19年6月より本審査会
の委員として、また平成20年4月からは会長としてご活躍をいただいております。小林氏におかれま
しては、これまでの委員実績に加え、すぐれた識見を有しておりますので、引き続き委員に委嘱いた
したく提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第3号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第8、同意第4号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 副町長に提案理由の説明を求めます。

副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） 同意第4号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月13日をもって任期満了となります岩橋逸男氏を引き続き委員に委嘱いたしたく、千代田町情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

岩橋逸男氏につきましては、長年にわたり大手電機メーカーにおいて企業情報の公開や顧客の個人情報の保護に携わり、その経験を生かし平成20年4月より本審査会の委員としてご活躍いただいております。岩橋氏におかれましては、これまでの委員実績に加え、すぐれた識見を有しておりますので、引き続き委員に委嘱いたしたく提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第4号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第9、同意第5号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 副町長に提案理由の説明を求めます。

副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） 同意第5号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月13日をもって任期満了となります岡田哲氏を引き続き委員に委嘱いたしたく、千代田町情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

岡田哲氏につきましては、群馬県教育委員会の教諭として県内の小中学校において教鞭をとられ、地元千代田東小学校教頭、西小学校の校長として学校教育の振興と充実にご貢献いただき、平成24年4月より本審査会の委員としてご活躍をいただいております。岡田氏におかれましては、これまでの委員実績に加え、すぐれた識見を有しておりますので、引き続き委員に委嘱いたしたく提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第5号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第10、同意第6号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 副町長に提案理由の説明を求めます。

副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） 同意第6号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月19日をもって任期満了となります石川修氏を引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

石川修氏につきましては、これまでに第9区長並びに町区長会長を歴任され、地域においては常にリーダーとして広く活躍されております。また、これまでも2期6年の間固定資産評価審査委員として経験を積まれており、適任者でありますので、引き続き委員として選任いたしたく提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第6号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、同意第6号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第11、同意第7号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 副町長に提案理由の説明を求めます。

副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） 同意第7号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月19日をもって任期満了となります千代田町固定資産評価審査委員会の委員として新たに千代田町大字新福寺512番地在住の森田清史氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

森田清史氏につきましては、昨年度まで2年間第13区区長として活躍され、特に昨年度は地元公民館の建設にも尽力されるなど、地域のリーダーとして活躍されております。地域の実情にも明るく、その温厚な人柄も固定資産評価審査委員として適任であります。

今回西部地区の市街化調整区域内から審査委員が選任されることになると、市街化区域に1人、調整区域の東西におおの1人ずつとなり、選出地域のバランスもとれることから選任いたしたく提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8 番、柿沼英己君。

[8 番（柿沼英己君）登壇]

○8 番（柿沼英己君） 任満期に伴いまして今回なったわけなのですが、提案理由の説明の中で副町長のほうから、西部地区の市街化区域から 1 名、調整区域から 1 名ということで今回選ばれるということで、そういった市街化区域に対する配慮ということを明確に述べられたのはよかったと思いますので、今後もそういった市街化区域を外さないように原則としてやっていただきたいと思います、その辺の答弁をいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

[副町長（吉永 勉君）登壇]

○副町長（吉永 勉君） お答え申し上げます。

市街化区域内からは舞木の石川さんを選出しておりますので、今後も市街化区域、調整区域というふうな中から選任はしていきたいと考えております。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

3 番、坂部敏夫君。

[3 番（坂部敏夫君）登壇]

○3 番（坂部敏夫君） 3 番、坂部です。人事の同意について、本来ならば冒頭に質問申し上げるべきところなのですが、一番最後になって質問することをお許してください。

この人事を選出するに当たっての人選はどんなメンバーの構成でされましたか。書類を見ますと、町長大谷直之君の名前で委嘱するというふうにありますので、町長が決めた、あるいは選出したと言えればそれまでなのですが、どんな会議を持たれているか、伺いたいです。あわせてこういう人事につきましては、当然識見だとか、経験とかいろいろ条件がございますが、あわせて心身ともに健康であるかどうかの観点も入っているかどうかを伺いたいです。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

[副町長（吉永 勉君）登壇]

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えいたします。

人選につきましては、担当課長、私、それから町長、教育長も入りますが、それらで人選をしてお願いをしに担当課長なり係で行っていただいております。

○議長（細田芳雄君） 3 番、坂部敏夫君。

○3 番（坂部敏夫君） 人選につきましてはわかりました。先ほど質問した心身ともに健康であるかの確認はどのようにしていますか。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

[副町長（吉永 勉君）登壇]

○副町長（吉永 勉君） お答えいたします。

特に診断書等とはっておりません。見た目判断といいますか、そのような形で行っております。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 了解しました。質問を終了します。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第7号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、同意第7号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○次会日程の報告

○議長（細田芳雄君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから12日まで休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、12日まで休会といたします。

なお、10日月曜日は総務文教常任委員会、11日火曜日は福祉産業常任委員会をそれぞれ全員協議会室において午前9時より開催いたしますので、ご参集くださるようよろしくお願いいたします。

○散会の宣告

○議長（細田芳雄君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前10時56分）

平成25年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成25年6月13日（木）午前9時開議

（その1）

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 閉会中の継続調査の申し出について

（その2）

日程第 3 議案第35号 千代田町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定

日程第 4 議案第36号 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番	野 村 智 一 君	2 番	高 橋 祐 二 君
3 番	坂 部 敏 夫 君	4 番	襟 川 仁 志 君
5 番	金 子 孝 之 君	6 番	福 田 正 司 君
7 番	小 林 正 明 君	8 番	柿 沼 英 己 君
9 番	富 岡 芳 男 君	10 番	黒 澤 兵 司 君
11 番	青 木 國 生 君	12 番	細 田 芳 雄 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	吉 永 勉 君
教 育 長	中 山 隆 二 君
総 務 課 長	川 島 賢 君
財 務 課 長	坂 本 道 夫 君
住民福祉課長	塩 田 稔 君
環境保健課長	野 村 真 澄 君

経 済 課 長	椎 名 信 也 君
建 設 水 道 課 長	石 橋 俊 昭 君
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	荒 井 和 男 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	高 橋 充 幸 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宗 川 正 樹
書 記	小 林 さ や か
書 記	大 谷 英 希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（細田芳雄君） おはようございます。本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○議員派遣の件

○議長（細田芳雄君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、1件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、1件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

○閉会中の継続調査の申し出について

○議長（細田芳雄君） 日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前 9時01分)

再 開 (午前 9時02分)

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

○日程の追加

○議長（細田芳雄君） この際、お諮りいたします。

ただいま配付いたしました案件について、議事日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3から日程第4を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第3、議案第35号 千代田町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 副町長に提案理由の説明を求めます。

副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） おはようございます。議案第35号 千代田町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方交付税の削減による町民サービスに与える影響を回避するため、千代田町一般職員の給与を臨時特例的に削減するものでございます。

政府においては、東日本大震災の復興財源確保のため、平成24年度より国家公務員の給与を平均7.8%減額する臨時特例措置を実施しており、地方にも国に準じた取り組みを求めているところであります。

平成25年度では、地方公務員給与費として措置されている部分について、地方交付税より削減が行われることとされたため、町の一般職員の給与を平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期間に限り減額を行い、地方交付税の減少に対応するものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 議案第35号 千代田町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定につきまして詳細説明を申し上げます。

お手元の議案書をご覧くださいと思います。千代田町職員の給与の臨時特例に関する条例のまず第1条、趣旨であります。国家公務員の給与減額措置を踏まえ、本町におきましても特例的に削減を行うものであります。この背景には、国による地方交付税の削減措置がありまして、収入の減少に対応するため、職員給料を減額するものであります。

第2条の給与条例の特例で、具体的な減額割合を定めており、平成25年7月から平成26年3月までの間、2級以下の給料表に該当する職員については3%の減額、3級から6級の給料表に該当する職

員については6%の減額を行うものであります。削減率の設定に当たっては、国の給料削減後の水準と同等になるように推計を行い、若年層の職員に配慮した設定となっております。

同条中の第2項では休職者の減額を、第3項では特例期間中における勤務1時間当たりの給与額を、第4項では55歳以上で給料表の6級に該当する職員の減額措置に係る読みかえ規定につきまして、それぞれ定めております。

第3条は千代田町職員の育児休業に関する条例により、部分休業を取得したときに支給する給料の規定であります。

第4条は千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例により、介護休暇を取得したときに支給する給料の規定であります。

第3条及び第4条とも、職員が勤務しない1時間につき、その給料額を減額するものでありますが、減額する給料に本条例による削減を適用させるための読みかえ規定であります。

第5条では給料表が算出基礎となる手当につきまして、減額が及ばないことを定めており、これにより減額対象は給料のみに限定するものであります。手当の取り扱いにつきましては、群馬県及び邑楽郡内の他の4町とも同様でございます。

第6条では企業職員への適用を定めており、公営企業である水道事業会計においても本条例を適用させるものであります。

第7条では減額による1円未満の端数計算の取り扱いについて定めております。

第8条では規則への委任であります。

なお、施行期日につきましては、平成25年7月1日からであります。

以上、詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、福田正司君。

〔6番（福田正司君）登壇〕

○6番（福田正司君） おはようございます。現職の給与所得者、サラリーマンとしてお伺いをさせていただきたいと思っております。確認の意味も込めてということになると思うのですが、よろしく願いをしたいと思っております。

まず基本的なことになるのですが、この人事案件、最高責任者である町長が不在の議会で提案する、しなくてはならないという理由をまずひとつお伺いをさせていただきたいと思っております。新聞報道によりますと、たしか今月20日に退院をされるというのが出ていたと思うのですが、退院されてから町長立ち会いのもとで臨時会を開いて、そこでこういった給与案件ですから決定するという方法は考えられないのか、そういったことをお伺いをしたいと思っております。現に多分大泉町のほうではこの定例会で

なく臨時会を開いて決めるという話もちらっと伺っておりますが、その辺を答弁いただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えいたします。

今回の件につきましては、郡の町村会のほうで首長同士で話し合いをしまして、その方向でいくということで、今回町長不在でございますが、病院に出向きまして十分協議をして提案をさせていただいたものでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田正司君。

○6番（福田正司君） 姿勢の問題というのですかね、確かに郡の邑楽郡内で決めたということなのですが、何も町長いない留守にやってしまうということよりも、退院してからで間に合うのであれば、こういった案件というのは本当に重要な部分ですから、ぜひ町長がいるときにやっていただきたいというふうに思うところです。

これが基本的な部分なのですが、次に職員の給与の削減について、この妥当性というのを副町長にちょっとお伺いをしたいなというふうに思っています。当然公務員の人件費を含めた行政コスト、こういったことについては安ければ安いほどいいなんていう、そういった考え方もあるかもしれませんが、その点公務員も生活者でありまして、労働の対価としての収入を得て生活をしているということであります。行政サービスを向上させていくためにも、こういった職員のモチベーション、これを維持する、そして優秀な人材を恒久的に確保していくためにも臨時措置とはいえ、給与の引き下げ幅が5.何%と聞きましたが、こういったことが本当に妥当であるのか。モチベーションを維持していくために妥当な金額であるのか、これを副町長にお伺いをしたいと思います。

そして、もう一点は、今回該当する公務員、職員というのがどこまでの幅であるのか。また、外部には役場職員に準じると言っている給与体系を持っているところもありますので、そこまで働きかけるのか、以上2点をお伺いをしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） 質問にお答えいたします。

今回千代田町の職員の給料につきましては、ほかの町村から見て極端に高いというふうにはちょっと感じていないのですが、やはりラスパイレス指数を出しますと、6.1国より高いということで、やむなく今回100%に抑えるために99.9%と、こういうことで実施をするものでございます。

もう一点の役場に準ずるということでやっておりますのが社会福祉協議会でございます。こちらにつきましても人件費につきましては丸々役場のほうの予算から支出されておりますので、当然お話ししていくつもりでございます。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） それと、ご質問のありましたモチベーションの話ですけれども、正直なところやはり給料が削減というのは、普通ですとモチベーション下がると思います。ですから、ただこれは日本全体の問題であって、東日本大震災のために我々の人件費を使うのだと、そういう高い目標がございますので、そのことにつきましては今後何かの機会に職員に周知をして、給料は下がりますけれども、来年3月までの話ですから、みんなして団結してやっていこうと、そういうような話は職員のほうへは伝えたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田正司君。

○6番（福田正司君） モチベーションを本当に維持するのは大変かと思うのですけれども、総務課長頑張ってください。

給与の引き下げの検討という今回の部分については、お話を伺いますと、復興支援、そして地方交付税の減少ということで、この人件費のところにかかってきたというふうに聞いているのですが、何もこの時限でいくのであれば人件費にかかる前に、要は歳出を抑えて乗り切るという、そういった方法はその単独ではできないのでしょうか、検討するに値しなかったのか。国の問題だということとで片づけられればそうなのですが、何も人件費にこの時限で手をつけるのであれば、要は投資的な経費、こういったものを時限的に削減をしながら、節約をしながらいくという、こういったことが本当に必要だったのだらうというふうに思いますが、その辺をお伺いをしたいというのと、最後に参考までに平均で5.何%かという話がありましたが、この5.何%については、細かい数字わからなくて済みませんが、標準労働者、何歳の格付的にはどの辺の方が対象になるのか、教えていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 削減がその人件費でなくても、という非常にありがたいお話でございます。ただ、今回やはり一番の問題は復興支援と、それと交付税が、もう国から来る交付税が人件費が削減されてしまったと、ここが一番大きなポイントであります。これあくまで確定ではございませんで、見込みでありますけれども、今回の交付税の中で千代田町の基準財政需要額の削減額が2,760万円程度でございます。ただ、削減はあるのですが、行政改革とかいろいろ地域、町は町で努力してきた部分がありまして、逆に地域の元気づくり事業費ということで増える部分もあります。これが2,050万円ぐらい増えます。差し引きしますと、約700万円ぐらいの減になるということでございます。交付税の人件費で削減されたものでございますので、やはりそれは職員の人件費を削減してそれに充てていくというのが、これがやはり一番正しいやり方なのかなという議論の中で他の町とも協議しまして、人件費で対応せざるを得ないだらうということでございます。

今回の平均5.42%削減することで、人件費全体では1,580万円ぐらいの削減となりますので、800万

ちょっとはプラスになるというふうに考えます。

それと、削減の平均が5.42%が何歳ぐらいかというお話でございますけれども、そこまではちょっと確認はしてございませんけれども、ただ職員の平均年齢、給与の平均年齢等がありますので、そのあたりかなというふうには考えます。40歳前後になるのでしょうか、その近辺かなというふうには推測いたします。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

4番、襟川仁志君。

[4番（襟川仁志君）登壇]

○4番（襟川仁志君） 質問いたします。

今回職員の給与の削減ということなのですが、特別職の給与の削減は検討されなかったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

[副町長（吉永 勉君）登壇]

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えいたします。

特別職の給与は削減しないのかということでございますが、郡の町村会のほうで話し合いをしまして、各町がそれぞれの立場で削減を実施をしているということで、今回は上げないというふうな結論に達したと、このように聞いております。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 先ほどモチベーションの話が出ましたが、今回人事院勧告ではないわけですね。地方交付税の足りない分を職員の給与を削減して補うということでありますので、本来ならばトップが、我々も削減しますから、職員もお願いしますよというのが普通だというふうに思うのです。我々中小企業でもお金を借りるときは、貸してくれないときは、従業員も給与を下げるけれども、我々役員の報酬も下げますよと、ですから貸してくださいというふうにお願いするのが当たり前でありまして、町トップがそういった気持ちがないと、なかなか職員のモチベーションも上がってこないというふうに思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

[副町長（吉永 勉君）登壇]

○副町長（吉永 勉君） お答えいたします。

議員のおっしゃるのはごもっともでございます。郡内足並みをそろえてということで町長のほうからそのように聞いておりますので、後ほどまたこういう意見があったということで町長に話をしたいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 郡内では同じ方向だということなのですからけれども、県内でそういった動きがあるのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

また、ぜひとも副町長には、町長と会ってそういった特別職の削減も検討していただきたいというふうに思っております。

また、議員も、これは議員の報酬の削減も今後は考えていかなければならないというふうに思います。その前段の質問だけお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 新聞に載っていたのを幾つかコピーしたのがありますけれども、高崎市ですが、市長の給与の削減率を現在10%削減しているそうですが、今回のこの削減に合わせまして20%に拡大すると新聞のほうに載っております。

それから、伊勢崎市ですか、伊勢崎市ですと市長ほか特別職は5%です。沼田ですと、特別職は市長は16%、副市長が13%、教育長が10%の現在その削減をやっているそうですが、これに加えて7月から3月まで4ポイント上乗せをするというような記事が載っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

3番、坂部敏夫君。

〔3番（坂部敏夫君）登壇〕

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫。議案第35号について質問をします。

まず端的に、この条例の制定案が出されてから、この数分間でこれから採決に入るであろうと予測するのですが、非常に大きな問題にしては短兵急過ぎると、このような印象を持っております。

それと、先ほど副町長のほうから、町長とこの案件についてはすり合わせをしたというような発表がありました。すり合わせをしたということなのですが、定例議会を招集しておいて欠席をするということは、心身ともに相当な悪い症状であったと思います。ですから、事の是非を判断できない健康状態、このようなもとであったのではなかろうかと、このように思っています。そういうことで、阿鼻叫喚といたしますか、足が痛い、頭がふらふらする、目がちかちかする、歯が痛くて我慢できない、そういうことで議会を欠席したのだと思うのですが、事の判断はちょっと難しいと思いますね。それでお伺いします。町長の健康状態は心身ともに健康でありましたか、すり合わせをしたときに、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） ご心配いただかなくても健康でございます。足の手術をしましたので、特にほかに影響はございませんので、大丈夫です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 町長の健康状態は、心身ともに問題ないというような発表がありました。であれば、この数日前の議会の開会に当たっては、本当は出てきてもらいたい、このように思っています。

先ほど福田議員のほうから質問、提案がありましたが、ぜひこれは臨時議会を開いていただき、町長みずからこの案件について議会に対してアピールしていただきたい、それから採決に入っていただきたい、このように思うものでございます。これについて臨時議会を開くかどうか、これについてお伺いします。

更に、職員全体にコンセンサス、説明会を開いて職員に意見の具申をしてあります。職員のそういう問題の共有化、これがされていなければ上から給料を下げるといっても、これ職場の風土というのはなかなか活性化できないと思うのですよね。陳腐化するだけだと思うのです。そういう手段が果たしてとられているかどうか、その2件についてお伺いします。

○議長（細田芳雄君） 副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） 1点目につきましてご報告させていただきます。

議会本会議開催前に議運のほうの了解を得まして上程をしております。そうですので、臨時議会を開く考えは今のところございません。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 職員への周知のお話でございますけれども、本町におきましては、職員組合がございません。県内においても、やはり幾つも組合のないところはございます。本町におきましては、削減については町長初め幹部で協議してやむを得ないだろうということで方針を出しまして、決定して、その後職員のほうへは周知はいたしました。職員の声を聞くという機会は設けてございません。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 一般のビジネス社会のように、労働組合との対話、話し合い、そういうものでなくても、せめてこういう条例の制定をしたいと思うのだけれども、いかがでしょうということで、アンケートでも求めるとか、あるいは職場ごとの話し合い、朝礼とか昼礼、夕礼あろうかと思うのですが、そういうコミュニケーションの場で説明をしたかどうかお伺いしたいと思います。

それと、アンケートについては当然無記名で、それを逆探知することなく実施してやるべきと思うのです。でないと、そのアンケートの信頼関係というのは損なわれます。そんなふうに思います。

それと、先ほど襟川議員のほうからも提案がありましたけれども、やはり地方公務員、特別職は率先してこういう場合は給与の引き下げを協力しますというふうに言うべきだと思うのです。ましてや副町長は、選挙に出て選抜されたわけではなくて、町長と副町長の2人だけで決まった事案でござ

います。そういう意味では、余り給与の差がないということは、町民感情としてはちょっと割り切れないものがあるかと思うのです。ですから、そういうことについてぜひこれから検討していただきたい、このように思います。

ですから、きょうの採決については、私は態度保留にしたいと思っているのですが、アンケート実施これをやったかどうか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） アンケートなり意見を聞くという機会は設けてございません。ただ、今回のこの削減については、東日本大震災という未曾有の災害があって、それを日本全体で支えていこうではないかという大きな目的がございます。総務大臣のほうから、全国の市町村長、都道府県知事のほうへ書面で要請がありました。それに対して、やはり協議の結果、みんなしてやっていこうではないかということでありますので、当然職員に意見を聞けば何割かの人は、それは給料が削られるのは困るという話は出てくると思います。だからといって、では何割の意見を無視していいか、あるいはその意見を尊重すべきかと、そういう問題とはやはり違うところで政治的な決断が必要だったというふうに判断します。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 千代田町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（細田芳雄君） 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第4、議案第36号 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 副町長に提案理由の説明を求めます。

副町長、吉永勉君。

[副町長（吉永 勉君）登壇]

○副町長（吉永 勉君） 議案第36号 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ790万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,295万2,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成24年度末に成立しました「国の第1次補正予算」により、小規模地方公共団体におけるLED防犯灯導入につきまして、エスコ事業を利用した場合、導入に係る調査コンサルタント業務につきましては800万円を上限に自治体へ補助し、LED防犯灯の設置工事費につきましては、設置する企業等へ工事費の4分の1で1,500万円を上限として補助するものであります。

もちろんエスコ事業でありますから、町内の防犯灯を一斉にLED化し、町は事業者に対し、10年間にわたりLED防犯灯の使用料を払うものであります。この場合、電気料金が半減いたしますので、軽減された電気料金と若干の持ち出し金を加えれば、リースが可能になる内容となっております。

今回町内に設置してあります防犯灯約900基につきまして、LED防犯灯の導入に係る調査業務委託料、並びにこれにかかります環境省の国庫補助金を100%補助で予算計上いたしましたので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、柿沼英己君。

[8番（柿沼英己君）登壇]

○8番（柿沼英己君） LED照明導入調査補助金ということで入ったわけなのですから、コンサルタント料というようなことなのですから、900基の導入に当たってどんなコンサル、調査が必要なのか、具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 現在町内に設置してあります防犯灯につきましては、町の住宅地図でしょうか、その地図上に位置が落としてある状況です。それだけだと、正確な場所あるいは果たしてその防犯灯の設置間隔というのでしょうか、現在の設置状況が果たして正しいといえますか、適当であるのかどうか、そういった問題も出てきます。ですから、町内の防犯灯をLED化する中で一斉にやるわけですので、台帳として正式に調べた上で台帳化し、地図情報も含め、適正な間隔で防犯灯を設置していくようなそういう全体の計画案をつくらなくてはいけないという状況がございますので、コンサルタントといえますか、業者をお願いをしてその調査、そして計画書、今後の整備計画書をつくっていくという内容でございます。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） そうしますと、全体像を見て、本来LED照明にしたほうがいいよというような場所等もわかってくるわけですか、またお伺いします。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 現在の防犯灯につきましては、古くから設置しております。その設置の仕方については、町として判断してつけた場所も当然あります。それから、区の要望として設置した場所もあります。そういったところを再度確認しまして、今回LEDになりますと、電気代が半分ぐらいになるものですから、残りの半分、それにプラスアルファでリース料とはなりますけれども、やはり必要なところは全体を見て追加しなくてはいけないところは追加していく、そういったこともやはり考えなくてはいけないのかなというふうに思いますので、その点時間を掛けて十分検討したいと考えております。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 必要な箇所ということに関しては、また再度区の要望とか、その他いろいろな要素を取り入れていく考えがあるのか、もう一回最後お聞きします。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） それも含めて検討させていただくということでご了解いただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○副町長挨拶

○議長（細田芳雄君） 副町長に発言を求められておりますので、これを許します。

副町長、吉永勉君。

〔副町長（吉永 勉君）登壇〕

○副町長（吉永 勉君） 平成25年第2回議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

去る6日から本日までの8日間、議員各位におかれましては今定例会に上程いたしました各議案につきまして円滑にご審議を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。

また、大谷町長が本定例会欠席ということで、議員各位には大変ご迷惑とご心配をお掛けしましたことを改めておわび申し上げます。

さて、本日職員給与の引き下げに関する条例制定が決定となりました。本町につきましては、これまでも独自の行政改革により職員の定数削減など人件費の抑制に努めてきたところでありますが、今年度末までの時限的な措置とはいえ、職員には一層の負担をお願いすることになり、心苦しい限りであります。しかしながら、このような状況になったとはいえ、住民サービスの低下とならぬよう、職員には一丸となって仕事に励んでいただきたいと思います。

議長初め議員各位におかれましては、今後とも町政進展のため格段のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、うっとうしい梅雨の季節を迎えております。議員各位におかれましては、くれぐれも健康に留意され、それぞれの立場でますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。大変お世話さまになりました。

○閉会の宣告

○議長（細田芳雄君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る6日から本日まで8日間にわたり、平成25年第2回千代田町議会定例会が開催されました。会期中、議員各位には終始熱心にご審議を賜り、諸議案も滞りなく議了いたしましたことに対し、心からお礼申し上げます。

今定例会においては、4名の議員による一般質問と、町長提案の報告・承認、補正予算、人事案、条例の制定など、十分な議論を行いながら、円滑な議会運営が図られましたことに対し、重ねて厚くお礼申し上げます。

本年も間もなく半年が過ぎようとしておりますが、7月には参議院議員選挙を控え、またTPPや消費税問題など、今後国の将来を左右する重大な局面が次から次へとやってまいります。このような時代の変化の中で、地方自治体はより多くの課題に対応していく必要があり、議会の果たすべき役割もますます大きくなっていくものと思います。

また、町当局におかれましては、会期中、議員各位から寄せられた要望や意見等を尊重していただき、町行政の執行に十分反映されますようご検討をお願い申し上げます。

結びに、今定例会の運営に当たり、種々ご協力いただきました町当局に対しまして心から感謝申し

上げますとともに、議員各位の今後のご健勝をご祈念申し上げまして、平成25年第2回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時45分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成 2 5 年 月 日

千代田町議会議長 細 田 芳 雄

①署 名 議 員 襟 川 仁 志

②署 名 議 員 金 子 孝 之